

社会・援護局関係主管課長会議資料

「地域福祉の推進等について」

「消費生活協同組合の指導・監督について」

「新たな生活困窮者支援体系について」（別冊参照）

平成25年3月11日（月）

社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室

消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)	頁
1 地域福祉の推進等について	1
(1) 孤立死防止対策の推進について	
(2) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について	
(3) 地域福祉関連事業の集約化（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」）について	
ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について	
イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について	
ウ 「地域福祉等推進特別支援事業」について	
(4) 「寄り添い型相談支援事業」について	
(5) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について	
ア 計画の積極的な策定及び改定について	
イ 計画策定状況の全国調査の実施について	
(6) 社会福祉協議会について	
ア 社会福祉協議会との連携等について	
イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について	
(7) 民生委員について	
ア 一斉改選の適切な実施等について	
イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について	
ウ 民生委員への支援について	
エ 民生委員への個人情報提供について	
(8) 生活福祉資金貸付制度等について	
ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について	
イ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について	
ウ 暴力団員等による不正利用対策について	
エ 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る教育支援資金の取扱いについて	
オ 生活復興支援資金の貸付けについて	
カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて	
(9) 消費者教育推進法の施行について	
(10) ホームレス等への支援について	
ア ホームレス特別措置法の期限延長について	
イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について	
ウ 「基本方針」の見直しについて	
エ ホームレスの実態に関する全国調査について	
(11) 地方改善事業等について	
ア 国庫補助金の一括交付金化について	
イ 地方改善事業の実施について	
ウ アイヌ政策の推進について	
エ 人権課題に関する啓発等の推進について	

2	消費生活協同組合の指導・監督について	36
(1)	改正法の施行に伴う対応について	
(2)	消費生活協同組合法関連諸規定の改正について	
ア	「消費生活協同組合法施行規則」の一部改正について	
イ	「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」の一部改正について	
ウ	「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について	
エ	「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について	
オ	「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について	
カ	「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について	
(3)	地域における生協の社会的役割について	
(4)	健全な運営の確保について	
(5)	セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について	
(6)	政治的中立の確保について	
(連絡事項)		
1	全国民生委員児童委員大会について	42
2	全国ボランティアフェスティバルについて	42
(参考資料)		
1	平成25年度地域福祉課予算（案）の概要	43
2	社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について	44
3	安心生活基盤構築事業実施要領（案）	46
4	よりそいホットライン実施状況	49
5	民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び随時）に係る調書等の提出について	53
6	生活福祉資金の貸付状況	54
7	高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いについて	56
8	高校生に対する修学支援について	58
9	都道府県別のホームレス数	63
10	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正（案）新旧対照表	64
11	財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構について	66

重 点 事 項

1 地域福祉の推進等について

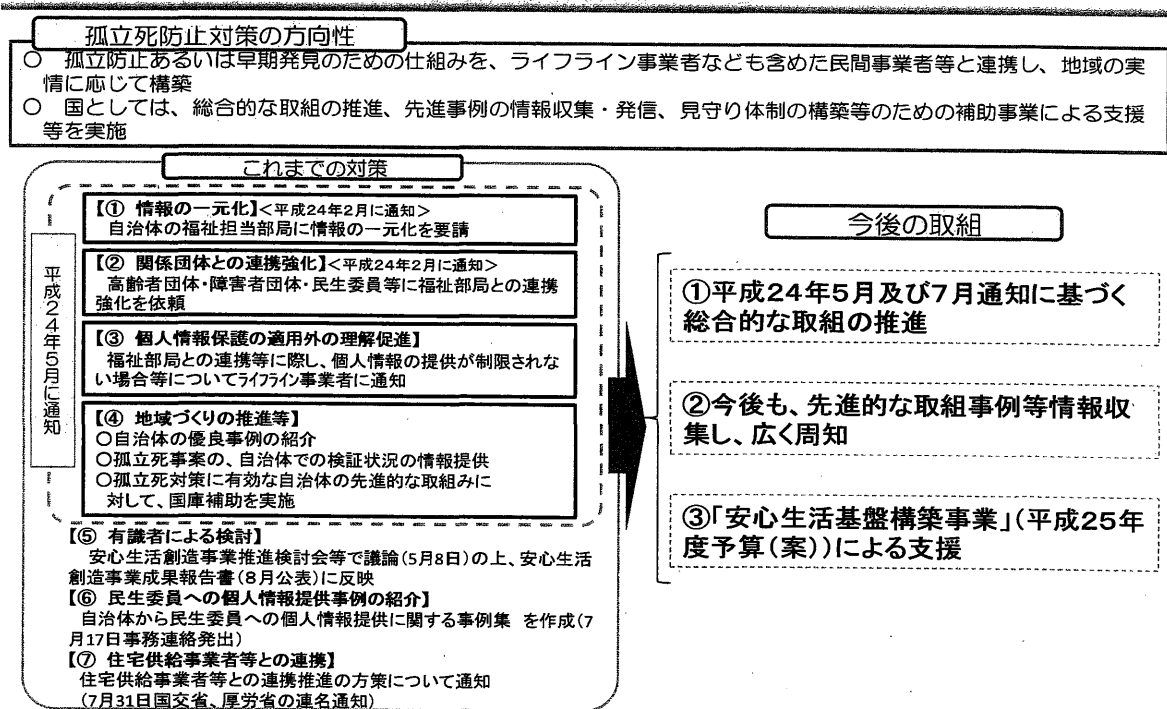
(1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、昨年、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取り組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知等を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

孤立死防止対策について



通知等の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取り組み（事例は資料P 25 参照）を進めていただいているところであるが、引き続き、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域におかれては早期な対応をお願いしたい。

なお、消費者庁において、個人情報保護法の目的・内容の一層の周知徹底を図るため行われた個人情報保護法に関する説明会の資料を、P 26、27に掲載しているので参照願いたい。

(参考) 関係通知

- ・平成24年2月23日付社会・援護局長通知
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」(社援発0223第3号)
- ・平成24年5月11日付社会・援護局地域福祉課長通知
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(社援地発0511第1号)
- ・平成24年7月31日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省住宅局住宅総合整備課連名事務連絡
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」

(2) 地域コミュニティ復興支援事業(東日本大震災関係)について

【資料P27・28参照】

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業(基金事業)である。

本事業については、平成24年度経済対策第2弾において、基金の積み増しを行うとともに実施期限を平成25年度末までとしているので、引き続き本事業を活用の上、継続的な支援をお願いしたい。

また、厚生労働省においては、被災者の孤立防止や心のケアに関する施策について、本事業の他、「地域支え合い体制づくり事業」(老健局所管)、あるいは「被災者の心のケア支援事業」(社会・援護局障害保健福祉部所管)など、関連する事業が各地域において実施されている(関連事業については資料P28参照)ことから、具体的な事業の実施にあたっては、これらの関連する国庫補助事業や、地域で展開されているインフォーマルな活動も含め、連携した取組についてご配慮願いたい。

なお、「地域コミュニティ復興支援事業」については、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的なサポート等についても事業の対象となっている(「社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業)を活用した被

災地における民生委員児童委員への支援等の実施について」（平成24年12月20日地域福祉課事務連絡、P44（参考資料2）参照）ので、併せてご活用いただきたい。

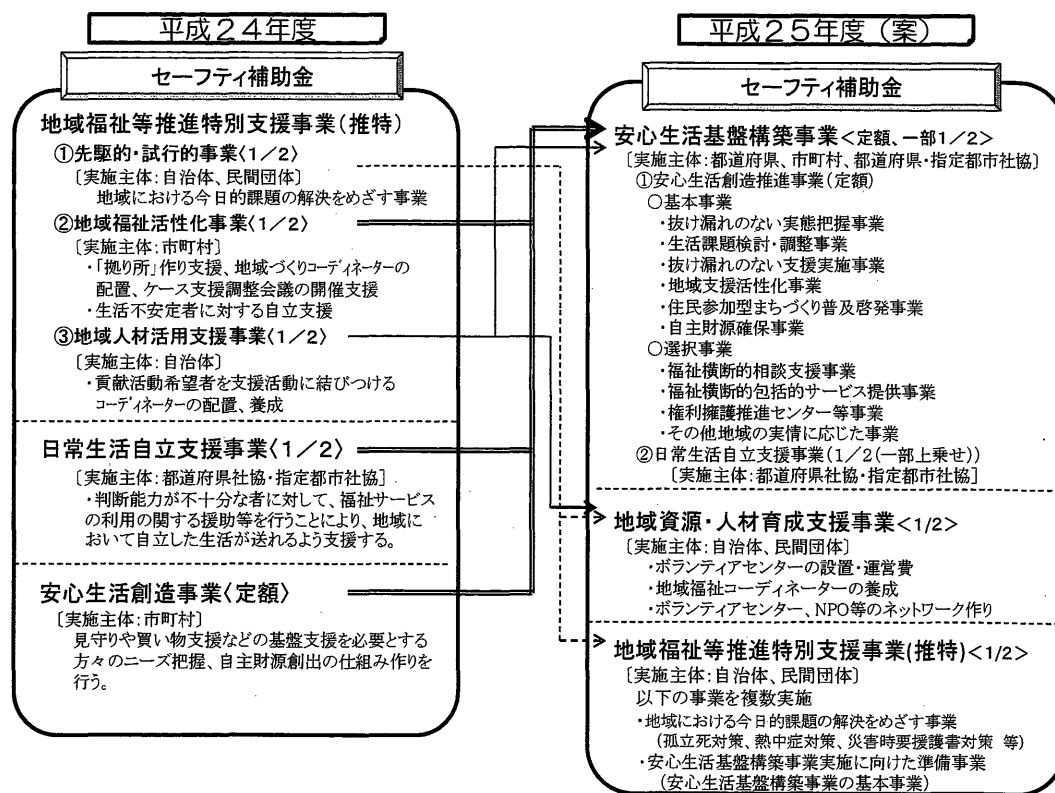
（3）地域福祉関連事業の集約化（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」）について

セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューのうちの地域福祉関連事業については、従来から個別事業毎に支援を行ってきたところであるが、これからの地域づくりの支援として、既存の地域福祉関連事業の連携を強化し、効率的かつ効果的な事業として推進していくため、平成25年度予算（案）において、地域福祉関連事業の集約化を行うこととしている。

具体的には、従来の「地域福祉等推進特別支援事業（推特）」、「日常生活自立支援事業」、「安心生活創造事業」の内容を見直し、新しく、「安心生活基盤構築事業」、「地域資源・人材育成支援事業」、「地域福祉等推進特別支援事業」に組み替えることとしているのでご了解願いたい。

地域福祉等推進特別支援事業の集約化のイメージ

（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」）



ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について【資料P29・30参照】

「安心生活創造事業」については、平成21年度から3年間のモデル事業を実施し、昨年8月に事業の成果や課題、提言などが「安心生活創造事業成果報告書」としてとりまとめられたところである。平成25年度予算（案）においては、本モデル事業でみえてきた成果・課題等を反映させたものとして、これまでの地域福祉関連事業を総合化した「安心生活基盤構築事業」を創設することとしている。

本事業については、「安心生活創造事業」を基本として、権利擁護の推進や福祉横断的な相談窓口の設置などを行う①「安心生活創造推進事業」と、判断能力が不十分な方々の地域生活を支援する②「日常生活自立支援事業」により構成し、総合的な地域福祉推進施策として、主に地域のモデル的な地区における取り組みを支援していくものである。

事業の全体像については、資料P30のとおりとなっているので参照されたい。

安心生活基盤構築事業の概要（案）

（１）安心生活創造推進事業

○事業内容

①基本事業

- ・ 抜け漏れのない実態把握事業
社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・ 生活課題検討・調整事業
個別支援のための支援内容の検討・調整（ケース会議の開催等）
- ・ 抜け漏れのない支援実施事業
買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施 等
- ・ 地域支援活性化事業
地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置 等
- ・ 住民参加型まちづくり普及啓発事業
参加を促すイベントや研修による人材確保 等
- ・ 自主財源確保事業
寄付や物販等を通じた財源の確保

※自主財源確保事業については第Ⅰ期は検討のみでも可能

②選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・ 福祉横断的な相談支援事業
高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制を構築

・福祉横断的包括的サービス提供事業

多機能型・双方向型の包括的サービス拠点を設置

・権利擁護推進センター等事業

権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○実施主体：都道府県、市区町村

○補助率：定額

第Ⅰ期 基本事業：@1,000万円（人口規模に応じて増額、上限あり）

選択事業：@1,000万円

第Ⅱ期 基本事業：@600万円（人口規模に応じて増額、上限あり）

選択事業：@600万円

○第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助

（２）日常生活自立支援事業

○事業内容：判断能力の不十分な者への契約等の支援（従前どおり）

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会（従前どおり）

○補助率：1／2（補助額を増額した場合に追加的に上乗せ（増額分の3／4、上限あり））

① 「安心生活創造推進事業」について

「安心生活創造推進事業」については、これまでの「安心生活創造事業」をベースとした地域福祉の推進に必要な基盤的な事業を「基本事業」として位置づけ、さらに高齢、障害といった分野を問わない相談支援体制の構築や、地域における権利擁護の推進の中核となるセンターの設置等、地域福祉を総合的に展開していくための事業を「選択事業」として実施することとしている。

具体的な補助の仕方としては、事業の円滑な導入を支援する期間としての第Ⅰ期（３年間）と、第Ⅰ期完了後の安定的な事業実施期として第Ⅱ期（２年間）の通算５年間を補助対象期間とし、「自主財源確保事業」を除く基本事業のすべての実施が確認された場合に、引き続き第Ⅱ期の補助対象とすることを予定している。

また、詳細な事業内容についてはP 4 6（参考資料３）のとおりであるが、公営住宅等集合住宅における孤立防止など都市部における社会的孤立の防止や、過疎地域における集落維持のための生活支援の実施など、今後の地域再生に欠かせない事業でもある。

これまでの安心生活創造事業では、市区町村のみを実施主体としてきたところであるが、小規模市町村における円滑な事業の実施や、一部の市区町村に限定されない広範な事業推進の観点から、「安心生活創造推進事業」においては、都道府県が実施主体となり市区町村へ委託して実施することも可能としたところであるので、積極的な事業実施の検討と管内市区町村への周知をお願いしたい。

② 「日常生活自立支援事業」について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える「日常生活自立支援事業」の普及が喫緊の課題である。しかし、本事業の実施状況をみると、年々、初回相談件数は増加している（昨年度は約127万件）ものの、各自治体における取り組みには依然大きな差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、地域で安心した生活を継続していくことが困難となると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題となる。

（参考）

本事業の重要性と、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されている。

また、前述した「安心生活創造事業成果報告書」においても、安心した生活を送る上での契約支援・権利擁護の必要性が指摘されており、本事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取り組みが求められている。

こうしたことから、平成25年度予算（案）においては、本事業の実施を「安心生活基盤構築事業」の一事業として位置づけ、引き続き、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。

なお、平成25年度からは、利用料の減免対象者の増加にも適切に対応でき

るよう、都道府県・指定都市が各社会福祉協議会等への補助額を前年度より増額した場合には、その増額分について国庫補助額を上乗せ（対前年度増額分の3／4相当を国庫補助。上限あり）し、支援する予定である。

さらに、「安心生活創造推進事業」の選択的事業として、権利擁護の包括的な取組を行う「権利擁護推進センター等事業」を位置づけ、これまでの「日常生活自立支援事業」で配置された専門員や相談員の業務を補助する者や、権利擁護の普及啓発等を担当する者の配置についても、これを補助対象とすることを予定している。

地域によっては契約待ちの待機者が生じているところもあることから、円滑な事業実施体制を構築していくためにも、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な財政上の措置をお願いしたい。

イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について【資料P30参照】

東日本大震災時のボランティア等の活躍などから、地域におけるインフォーマルな活動の重要性が再認識され、その推進が強く求められている。そのため、平成25年度予算（案）においては、ボランティア等の地域のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成や活動の支援を行うことや、大規模災害に備えた平常時からの支援体制の構築を図る事業を盛り込んだ「地域資源・人材育成支援事業」を創設することとしている。

地域におけるインフォーマル活動の推進や大規模災害の発生に備えた活動を推進するため、本事業を積極的に活用願いたい。

地域資源・人材育成支援事業の概要（案）

【事業内容】

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修等を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

③ボランティアネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等

【補助率】 1/2

ウ 「地域福祉等推進特別支援事業」について

従来より実施している「地域福祉等推進特別支援事業」については、「安心生活基盤構築事業」や「地域資源・人材育成支援事業」の創設に伴い、事業の在り方を見直し、

- ① 「安心生活基盤構築事業」実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、
- ② 近年課題となっている熱中症対策（猛暑、節電時）など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取組への支援に重点化することとなるので、ご留意願いたい。

新たな「地域福祉等推進特別支援事業」の概要（案）

【事業内容】

地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施する。

（１）地域福祉推進特別支援事業

下記に掲げる事業を複数実施すること

- ① 抜け漏れのない実態把握事業
- ② 生活課題検討・調整事業
- ③ 抜け漏れのない支援実施事業
- ④ 地域支援活性化事業
- ⑤ 住民参加型まちづくり普及啓発事業
- ⑥ 熱中症の予防に資する事業
- ⑦ 災害時要援護者の支援に関する事業
- ⑧ その他地域福祉活動を推進する事業

※①～⑤は「安心生活基盤構築事業」の「安心生活創造推進事業」の基本事業をイメージしており、これらの事業の一部を試行的に実施する場合に補助対象とする。

※⑥～⑧は社会情勢に応じた先駆的・試行的事業をイメージ

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等

【補助率】 1/2

(4) 「寄り添い型相談支援事業」について

本事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

【P49（参考資料4）参照】

平成24年度は(社)社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国展開を図っているところである。

平成25年度予算（案）においても事業予算を計上しているところであり、厚生労働省において、あらためて事業実施者を公募・選定する予定である（2月27日～3月18日公募）。

地域で課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、多分野のNPOや行政機関等との連携が重要となるので、ご協力をお願いしたい。

(5) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について【資料P31参照】

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では策定済み（策定予定含む）が6割に達しない状況である。

東日本大震災や昨今の孤立の問題、あるいは過疎地域における集落維持の問題などから、地域の絆や生活支援のための仕組みの必要性が再認識され、これまで以上に住民主体の地域福祉の推進が求められている。これらの課題に対応するため、具体的な仕組みを構築していくための地域福祉計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

計画の策定に当たっては、厚生労働省のホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているので、参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

なお、前述した「安心生活基盤構築事業」では、地域福祉計画等の策定が住民参加を基本としていることから、住民による研究事業や地域住民への普及啓発に係る費用についても補助対象とすることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取り組み状況を公表しているところであるが、本年も3月中に調査を実施する予定であるので、ご協力願いたい。

(6) 社会福祉協議会について【資料P 32 参照】

ア 社会福祉協議会との連携等について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

このような状況の中、全国社会福祉協議会では、昨年10月に、『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言やアクションプラン』として「社協・生活支援活動強化方針―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を策定し公表している。

さらに近年は、東日本大震災や大雨等の災害の発生に伴い、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、復旧に向けた活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、前述のとおり、平成25年度予算（案）において、「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域福祉のコーディネーターの養成や、大規模災害発生に備えた平常時からの支援体制の構築などを支援することとしているので、積極的に活用願いたい。

イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について

従来からお知らせしているとおり、平成23年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲されたことに伴い、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの（事業所の所在地が当該市の区域を越えない場合）については、平成25年4月から当該市が所轄庁になるのでご留意願いたい。

(7) 民生委員について

ア 一斉改選の適切な実施等について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっている。

本年1月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」においても、新たな生活困窮者支援制度の構築において、地域住民の実態を把握し、寄り添った支援を実践している民生委員・児童委員の果たす役割が期待されている。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるが、来る改選日に備え、円滑な手続きにご協力願いたい。

具体的には、これまで一斉改選ごとに発出していた選任要領（平成22年2月23日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」（雇児発0223第1号、社援発0223第2号）については、平成22年10月の一部改正で恒久的な通知としており、現時点では改正の予定は無い。

また、定数基準（平成13年6月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」（雇児発第433号、社援発第1145号））、主任児童委員選任要領（平成13年11月30日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「主任児童委員の選任について」（雇児発第762号、社援発第2115号））についても改正する予定は無いことから、従前の仕組みを前提として準備を進めていただきたい。

なお、詳細な事務スケジュールについては、本年2月27日付課長通知（P53（参考資料5）参照）でお知らせしたとおりであるので、ご協力願いたい。

（参考）今回のスケジュール

- ・「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（課長通知）平成25年2月27日発出済み（厚労省）
- ・各地方公共団体の定数報告、徽章必要数等調書（自治体→地方厚生局）
8月31日〆切
- ・推薦名簿、感謝状授与者の推薦（自治体→地方厚生局）
9月30日〆切

また、一斉改選において民生委員・児童委員の必要人数を確保できるよう、国においても5月の民生委員・児童委員の日にあわせて広報することを予定してい

るので、各自治体においても、民生委員・児童委員制度について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくためのPR活動等に配慮願いたい。

(参考) 民生委員・児童委員の日：毎年5月12日

活動強化週間：毎年5月12日～18日

イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について

地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、第3次一括法案が昨年の衆議院解散に伴い廃案となったことから成立していない。

今後の動向については、平成24年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされている。

このため、今後一括法案が提出され、法改正が行われる予定であることから、適宜情報提供するのでご留意願いたい。

なお、仮に第3次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があるが、一斉改選の手続きには影響はないものと思われる。

(参考) 民生委員法の改正内容（平成24年3月1日社会・援護局関係主管課長会議資料参照）

- ・ 民生委員の定数は条例に委任。条例制定の基準は「参酌すべき基準」とする。（第4条）
- ・ 都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務の緩和（第5条第2項）
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格毎の定数の廃止（第8条第2項）

ウ 民生委員への支援について

被災地の民生委員は、長期化する避難生活の中で、被災者への継続的な支援を行っていただいているところであるが、

- ・ 仮設住宅への入居などにより、広域的な活動を余儀なくされていること
- ・ 避難生活の長期化により生じる民生委員への精神的ケアが必要となっていること

などから、民生委員への支援が必要な状況となっている。

このため、被災地においては、「地域コミュニティ復興支援事業」等を活用し、民生委員への継続的な支援を行うようお願いしたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任民生委員等に対する研修を行うに当たっては、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保できる継続的な支援に配慮されたい。

なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを作成中であり、プログラムが完成した際には、情報提供することとしているので適宜参照されたい。

エ 民生委員への個人情報の提供について【資料P 3 3 参照】

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡）を発出しているので、適宜活用の上、民生委員・児童委員の活動に必要な情報を適切に提供することについて、ご配慮願いたい。

なお、消費者庁において、個人情報保護法の目的・内容の一層の周知徹底を図るため行われた個人情報保護法に関する説明会の資料を、P 2 6、2 7に掲載しているので参照願いたい。

(8) 生活福祉資金貸付制度等について

ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民に対する周知にご協力をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

イ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について

都道府県社会福祉協議会における貸付・審査業務に係る事務費、市区町村社会福祉協議会における貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導に係る実費弁償費その他償還対策に必要な経費については、平成25年度においてもセーフティネット支援対策等事業費補助金で引き続き措置することとしている。

制度の趣旨・目的を踏まえ、従来より都道府県にも1/2のご負担をお願いしているところであるが、制度運営に係る都道府県社会福祉協議会等の業務実態を踏まえ、適正な事務費が確保されるよう、所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、貸付金の償還指導の強化を図るために必要となる事務費については、今年度から交付要綱の見直しを行い、1/2で補助する経常事務費を超えない範囲において、10/10相当額を補助することができることとしているところであり、引き続き来年度においても積極的に活用されたい。

また、総合支援資金等の貸付けに係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成24年度経済対策第2弾において、平成25年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

ウ 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けに係る不正利用対策については、平成22年8月6日付地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発0806第1号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

エ 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る教育支援資金の取扱いについて

【P56（参考資料7）参照】

高等学校に在学する者が、授業料等の滞納により学校を卒業できないおそれがあるという問題に対応し、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることができることとする特例措置を講じてきたところで

ある。

当該特例措置については、公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金の創設など教育施策の充実により、その実績は大幅に減少してきてはいるが、いわゆる貧困の連鎖防止の観点からは、次世代を担う子ども達ができるだけ公平な条件で社会に出て行けるよう支援することが重要である。実際に授業料等の滞納により、高等学校を卒業できないおそれのある者が少数ながらも存在することから、今般、高等学校に在学する者の滞納授業料等について、教育支援資金として貸付けを行うことができることとした（恒久的な取り扱いとした）ので、貴管内関係者への周知を図るとともに、可能な限り迅速な貸付けに特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本取扱いについては、文部科学省より各都道府県教育委員会等を通じて学校関係者等への周知を図る旨の連絡を行っている（P 58（参考資料8）参照）のでご了知願いたい。

オ 生活復興支援資金の貸付けについて

生活復興支援資金については、東日本大震災により被災された方々の生活の再建を支援する観点から、平成23年5月に福祉費の特例措置として講じたものである。本資金では、被災者の方々の生活の復興に必要な当面の生活費や、住居の移転費用、住宅補修費用等に活用していくことが可能であるので、周知等を含め引き続き有効な活用をお願いしたい。

カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて

臨時特例つなぎ資金は、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。本事業の趣旨を踏まえ、迅速に貸付けが行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

なお、本貸付事業を実施するために必要な体制整備に要する経費については、平成24年度から「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の対象としたところであるので、貸付原資等を保有する限りにおいては、有効な活用をお願いしたい。

(9) 消費者教育推進法の施行について【資料P 3 3 参照】

消費者庁において、消費者被害を防止し、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう支援するため、消費者教育の推進を目的とした「消費者教育の推進に関する法律（議員立法。以下「法」という。）」が平成24年8月に成立、同12月に施行された。

法第13条において「消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、厚生労働省では地域の消費者教育を推進する観点から、必要な協力・支援を行うこととしている。

法に基づき、消費者庁に消費者教育推進会議が設置され、平成25年3月から6月にかけて検討を行った上で、基本方針を定めることとされており、都道府県及び市町村は、当該方針に基づき、基本計画を定めることとなっている。

こうした趣旨を踏まえ、今後、適宜情報提供することとしているので、ご協力をお願いしたい。

(10) ホームレス等への支援について【資料P 3 4 参照】

ア ホームレス特別措置法の期限延長について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

法については10年間の有効期限が定められていたところであるが、平成24年6月に、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、その期限のみを単純に5年間延長する一部改正法案が全会派一致により可決成立し、公布・施行されたところである。

各自治体におかれては、引き続き、法を踏まえ、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について【資料P 3 4 参照】

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」につ

いては、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成24年度経済対策第2弾において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成25年度末まで延長したので、有効に活用されたい。

なお、最近、一部の自治体において、本事業の委託を受けたNPOが、委託費の一部を委託事業以外の経費等に流用していた事例が見られたところである。ついで、本事業の目的に沿った支出がなされるよう留意の上、委託先の決算状況を十分精査するなど、その適切な執行に努められたい。

ウ 「基本方針」の見直しについて

厚生労働省では、法の規定に基づき、平成20年7月に基本方針（国土交通省との共管）を策定し、以後、総合相談事業や自立支援事業などの事業を推進し、ホームレスの自立を支援してきたところである。

本基本方針の運営期間は5年間となっております、平成25年7月30日に期間を満了することから、現在、関係省庁連絡会議を開催するなど、その見直し作業を進めているところである。

今後、適宜情報提供することとしているので、ご了解願いたい。

《参考1》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）（抄）

（基本方針）

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に

支援する事業の実施に関する事項

- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

《参考2》

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)(抄)

第3 ホームレス対策の推進方策

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後5年を目途に見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、5年間(平成20年7月31日から平成25年7月30日まで)とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。
- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

エ ホームレスの実態に関する全国調査について【資料P 35 参照】

① 平成24年調査について

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査については、同年4月に概数調査結果及び生活実態調査の単純集計結果を公表し、さらに、生活実態調査については、有識者、地方公共団体、民間支援団体で構成される「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」（座長：岩田正美日本女子大学教授）において、詳細な分析を行い、同年12月に「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査検討会報告書」を公表したところであるので、各自治体による事業の実施に当たっては本報告書も活用されたい。

② 平成25年・26年調査について

概数調査については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、毎年、実施しているところである。平成25年調査（平成25年1月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年4月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）が、来年も引き続き実施する予定（平成26年1月を予定）であり、平成25年度予算（案）に当該調査に係る所要の予算を計上している。引き続きご協力願いたい。

(11) 地方改善事業等について

ア 国庫補助金の一括交付金化について

地方改善事業にかかる国庫補助金（地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金）については、平成22年以降これまで、地方が自由に使えるいわゆる「一括交付金化」の検討がされてきたところであるが、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、この中で「地域自主戦略交付金」（いわゆる一括交付金）を廃止することが明示されたところである。これに伴い、これらの補助金の取り扱いについては、平成25年度以降も従前と同様の国庫補助の仕組を継続することになるのでご留意願いたい。

・ 地方改善事業費補助金

平成25年度概算要求時に検討されることとなっていた。

・ 地方改善施設整備費補助金

平成23年度に「特定補助金」と位置づけられ、5年間の期限を設定した上で期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を検討することになっていた。

イ 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館運営事業について

① 運営事業の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

特に、「相談機能強化事業」については、平成24年度に、福祉又は他分野における専門職の活用により、より効果的・効率的な相談支援が行えるよう、事業の組み替えを行い創設したものであるので、隣保館における基幹的な事業である相談業務の充実・強化を図るため、本事業の積極的な活用を図られたい。

なお、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

② 国庫補助基準単価について

隣保館の国庫補助基準単価については、平成23年度から、地方負担額の増加に配慮し、2カ年に渡って激変緩和措置を講じて来たところであるが、

この措置については平成24年度をもって終了することになるのでご留意願いたい。

③ 公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

④ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

⑤ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

⑥ 隣保館運営審議会について

隣保館運営審議会の取扱いについて、平成14年に「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、その設置にかかる項目を削除しているが、隣保館運営審議会における重要事項の決定や運用に関する審議が大きな役割を担ってきたことに鑑み、引き続き、安易に審議会を廃止することによりその機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、整備後、数年しか経過していないにも関わらず財産処分を行ったり、厚生労働大臣の事前承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。地方改善施設の整備計画の策定に当たっては補助事業の趣旨・目的を十分にご理解いただくとともに、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階でご連絡いただくようお願いしたい。

ウ アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている。

このため、各自治体におかれては、民生委員や福祉事務所等の相談機関の窓口職員などを対象とした研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成24年12月から平成25年3月にかけて、首都圏の各都県にご協力をいただき、民生委員向けの研修会において、アイヌに関するリーフレット（「アイヌの人々と人権」（人権教育啓発推進センター刊））を配布いただいたところであり、25年度においても機会を捉え、依頼をさせていただく予定であるので、引き続きご協力を願いたい。

なお、同作業部会では、現在、上記の報告を受けて、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等について検討が行われているのでご了知願いたい（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

《参考》〔アイヌ政策推進作業部会報告書〕

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）（抄）

（2）生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

エ 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

<さいたま市と協定を結んだ事業者>

東京電力(株)埼玉支店さいたま支社、東京ガス(株)埼玉支社、さいたま市読売会、(公社)宅地建物取引業協会さいたま浦和支部・大宮支部・埼玉支部、(株)リビングプロシード、生活協同組合さいたまコープ、埼玉県住宅供給公社、埼玉県LPガス協会浦和支部・大宮支部、さいたま農業協同組合、南彩農業協同組合、埼玉ヤクルト販売(株)、埼玉東部ヤクルト販売(株)

さいたま市「平成24年度要支援世帯の早期発見のための通報等のガイドライン 孤立死を防ぐために…」

このガイドラインは、誰もが異変に気づき、通報しやすいように、『個人情報の保護に関する法律』における「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合」の基準例を明確に示したものです。

発見、通報の基準例(1)

ー外観から見た異変ー

- ◆郵便物や新聞が、ポストに溜まっている状態が続いている。
- ◆各種メーターの増減が通常時より極端な状態である。
- ◆ペットの様子がいつもと異なる。(衰弱している、凶暴化している等)
- ※その他項目あり

発見、通報の基準例(2)

ー対象者の姿等から見た異変ー

- ◆倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけに応じない状態である。
- ◆極端に痩せている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られる。
- ◆以前と比べて、意思疎通が困難になった。
- ※その他項目あり

明らかな異変の場合⇒即時通報⇒警察署・消防署

異変が疑われる場合⇒12時間～24時間以内に通報

- ①祝日を除く、月曜日から金曜日の、8時30分～17時15分⇒区役所福祉課へ通報
- ②区役所と連絡が取れない場合や、①以外の日時⇒警察署へ通報(警察への通報は24時間可)

災害時、救命率が72時間を経過すると急激に低下すること、平常時の救急外来において、発症から搬送、処置までの時間が12～24時間を経過すると救命率が低下することなどを参考とした。

通報のあり方

事業者の従業員に福祉経験があるとは限らないため、通報は、あくまでも一般人と同様、人道的見地から善意の通報をお願いするもの。

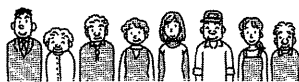
ガイドライン策定の背景

- ・孤立死の事案が高齢者ではなく、稼働年齢層の世帯であること、住民登録が無いことなどから、あらゆる世帯を対象とした取り組みが必要であった。
 - ・行政サービス提供の有無を確認することで、将来予見される孤立死を防ぐ可能性が高まることから、現在、生存が確認できても通報できる仕組みが必要であった。
 - ※高齢の2人姉妹。姉が死亡し、認知症の妹が生きていたが、介護サービスを姉が拒否していたため、発見が遅れた事例あり。
 - ・住民登録や行政への相談などが無い場合、行政でも地域でも対象者の把握が困難であるため、定期的に家庭を訪問する事業者の協力が必要であった。
- なお、ガイドラインは人の生死を分かつ基準にもなり得るため、事業者による運用の結果を踏まえてから、市民には公開する予定。(研究用として希望者には配布)

立川市地域見守りネットワーク事業

立川市地域見守りネットワーク事業

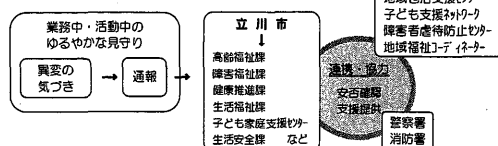
立川市では、子どもから高齢者まですべての市民が、地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、総合的な見守りシステムの一環として、住民の方々と市内で活動する団体や事業者のご協力のもと、日常生活や業務の中で気づいた異変を市などへ連絡していただき安否確認等につなげる取組(地域見守りネットワーク事業)を推進しています。



1 見守り協力団体・協力事業者

市内で活動する団体や事業者のうち、本事業の趣旨に賛同し、立川市との協定等に参加している団体です。

2 気づきから対応までの流れ



3 通報の考え方

- ◆通常の活動や業務の中で異変を発見した場合は、活動や業務に支障のない範囲で連絡をお願いします。
- ◆独自に安否確認や見守り活動を実施されている場合は、その取組を継続されるようお願いします。
- ◆次のような明らかに緊急を要する場合には、警察署(110番)または消防署(119番)に通報してください。

- 室内から応答があるが、扉が開かない(開けられない)
- 在宅が明らかに応答がない(室内で倒れている様子が確認できるなど)
- 室内から異臭がする



4 通報の目安

- 新聞受けや郵便入れに、新聞や郵便物が数日分たまっている
- 雨戸やカーテンがずっと閉まった(開いた)ままになっている
- 同じ洗濯物が何日も干したままになっている
- 室内の明かりが点灯した(点灯しない)ままの状態が続いている
- 以前訪問した状況から極端に変化している(家の周りが異常に散らかっている、庭の草木が伸び放題であるなど)
- 隣人などから最近姿をみかけないなどの話を聞いた
- 電気・ガス等の使用状況に違和感がある
- 本人の状態が不自然である(極端に痩せている、着衣が異常に汚れているなど)

5 通報先(平成25年4月1日より、それまでは代表電話523-2111へ)

コール(Call) おたずね(通報)

立川市 見守りホットライン 042-506-0024

安否確認の通報は24時間受付・その他は平日8:30～17:15

6 通報者への配慮

- ◆通報時に申し出があった場合には、通報元に関する情報は公表しません。
- ◆確認対象世帯の状況については、必要に応じて通報者に報告するものとします。ただし、個人情報に関する内容は除きます。
- ◆通報の内容に誤りがあった場合や通報ができなかった場合でも、確認対象世帯に生じた問題について、市が責任を問うことはありません。

7 通報後の対応

- ◆担当課が、市内の関連部署や警察署、消防署、民生・児童委員などの関係機関と連携しながら、安否確認や必要な支援を行います。
- ◆連絡のあった事例をもとに、体制を検証し今後の改善に役立てます。

地域見守りネットワーク事業 協力団体一覧(平成25年2月20日現在)

団体・事業者名称
1 東京電力株式会社立川支社
2 東京ガス株式会社 多摩支店
3 東京ガスライフバル多摩中央株式会社
4 社団法人 立川市医師会
5 社団法人 東京都立川市歯科医師会
6 一般社団法人 立川市薬剤師会
7 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
8 立川市民生委員・児童委員協議会
9 立川市自治会連合会
10 立川市老人クラブ連合会
11 立川商工会議所
12 立川市商店街振興組合連合会
13 公益社団法人 立川市シルバー人材センター
14 立川市赤十字社支部
15 日本郵便株式会社 立川郵便局
16 株式会社 みずほ銀行立川支店
17 多摩信用金庫
18 東京みどり農業協同組合立川支店
19 東京みどり農業協同組合幸町支店
20 東京みどり農業協同組合西砂支店
21 立川酒商組合
22 立川市米穀販売同業組合
23 立川浴場組合
24 立川市一般廃棄物収集運搬業協議会
25 東京都埋立生活衛生同業組合 多摩立川支部
26 東京都農産生活衛生同業組合 立川支部
27 多摩新聞販売同業組合 立川支部
28 株式会社JCNマイテレビ
29 株式会社 リビングプロシード
30 ヤマト運輸株式会社 西東京生管支店
31 生活協同組合コープとうきょう コープデリ昭島センター
32 生活協同組合バルシステム東京 立川センター
33 多摩きた生活クラブ生活協同組合
34 東京都生活協同組合
35 西都ヤクルト販売株式会社
36 日清医療食品株式会社 東京支店
37 株式会社シニアライフクリエイティブ 東京本社
38 NPO法人 高齢社会の食と職を考えるチャンプルーの会
39 社会福祉法人 東京リハビリ協会
40 東京都住宅供給公社(※平成24年7月1日に協定締結済み)

立川市の資料に基づき厚生労働省が作成

5-2: 人の生命・身体の保護

○災害時
○いわゆる「孤立死」の事案

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

5-3: 人の生命・身体の保護 個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の間で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

見守り協定

地方公共団体

異変の
発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関へ
通報

【参考となる通知等】

・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

5-7: 民生委員・児童委員への提供

・個人情報取扱事業者は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成18年2月28日開催)資料」

事業期間:平成25年度末まで

11県165市町村で実施(平成24年11月現在)

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

【緊急雇用創出基金(住まい対策拡充等支援事業分)】

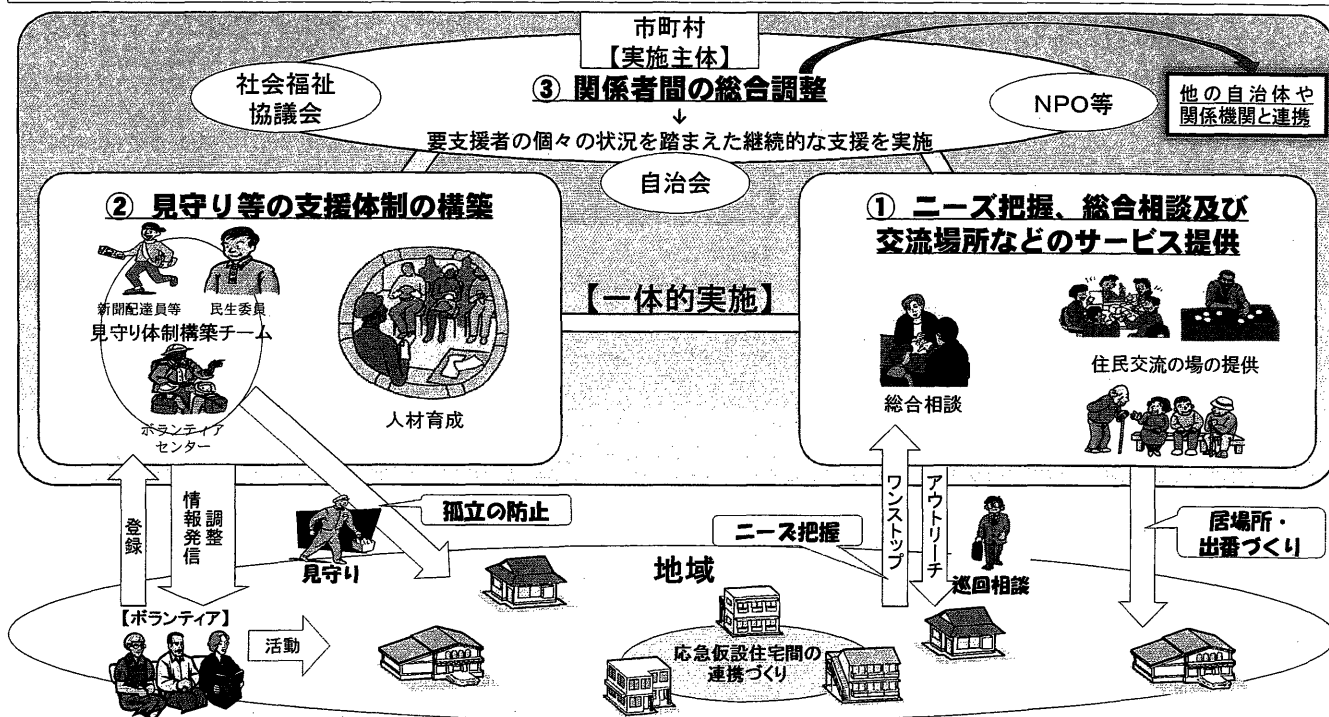
予算額:70億円

平成23年度第3次補正予算:40億円

平成24年度予備費:30億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



概要・目的

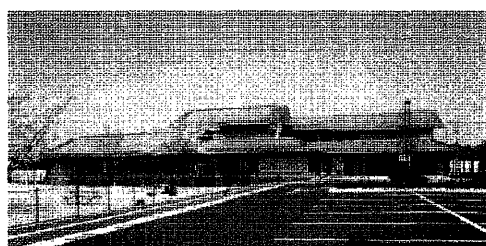
- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算(案)で23億円を計上。
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

115箇所(114箇所)	28箇所(28箇所)	62箇所(61箇所)	25箇所(25箇所)
--------------	------------	------------	------------

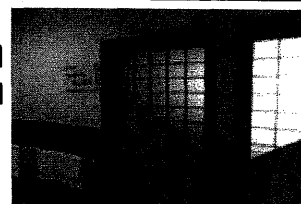
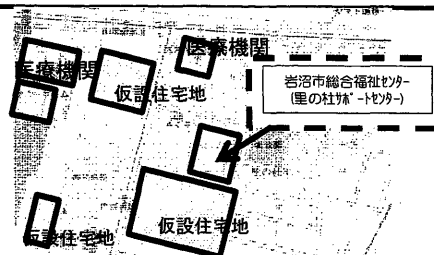
サポート拠点の一例(宮城県岩沼市)

※平成25年2月1日時点

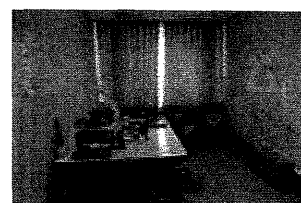
- 仮設住宅に隣接する既存の建物(岩沼市総合福祉センター)内にサポート拠点を設置
- ※対象地域(周辺の仮設住宅)の状況: 岩沼市里の杜地区【戸数】384戸
- サポート拠点周辺には、地域包括支援センターやデイサービス、医療機関等があることから、サポート拠点としては「総合相談」と「地域交流」に機能を特化し、既存のサービス資源を活用することで、総合的な機能を確保。



岩沼市総合福祉センター全景(里の杜サポートセンターが入っている施設)



相談窓口正面



事務室内

主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流

被災者の心のケア支援事業

平成23年度3次補正予算(約28億円)により、岩手、宮城、福島各県において、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し(基金設置期限: 24年度末まで)

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体: 岩手医科大学

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体: 宮城県精神保健福祉協会

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター
市町村派遣

仙台市への補助
基金による相談員増員

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体: 福島県精神保健福祉協会

基幹センター
県北方部センター
県中方部センター
県南方部センター
会津方部センター
いわき方部センター
相馬方部センター(NPO委託)
市町村派遣

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・1年半経ってようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

平成25年度予算案 18億円
(岩手県、宮城県、福島県への補助金
心のケアセンターの設置を継続)

安心生活創造事業成果報告書（平成24年8月）の概要

報告書の目的

単身世帯の増加や近隣関係の希薄化により社会から孤立する人々が生じやすい社会環境の中で、支援の目が届かない人々を社会から孤立させずにいかに支援していくか、平成21～23年度まで実施してきたモデル事業（安心生活創造事業）からその方向性や課題を明確化する。

安心生活創造事業

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、次の事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域作りを行う。

（事業の3原則）

- ①支援を必要とする人々とそのニーズを把握
- ②支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制づくり
- ③安定的な地域の自主財源確保

事業の成果と課題

成 果

- ・行政内（庁内）の連携、住民力の向上（漏れのない把握）
- ・新しい公共（新たな担い手（新聞配達員、水道メーター検針員など民間事業者、NPO等）との連携）
- ・総合相談窓口の設置促進（ワンストップサービス）
- ・自主財源づくりの取組（グッズ販売、ふるさと納税など）

課 題

- ・人材確保（広い視野を持つコーディネーターの必要性、属人的にならない組織的な支援の必要性）
- ・安定的な財源確保（地域の理解（寄付文化の土壌づくり等）の必要性）
- ・サービスの有償・無償の線引き
- ・個人情報の共有（過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携）
- ・地域福祉計画の定期的な評価と見直しの必要性

今後重要と考えられる取組み

○社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働

社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。

○総合相談体制の確立

「もれない把握」により要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものになってしまう。要援護者のニーズをもれなく把握・支援するための総合相談体制の確立が大きな課題となっている。

○地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、総合相談体制を確立する契機にもなっている。また、社会的孤立や災害時要援護者支援等の観点から、見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなっている地域福祉計画の重要性が再確認されている。

○契約支援・権利擁護の必要性

近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

○要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み

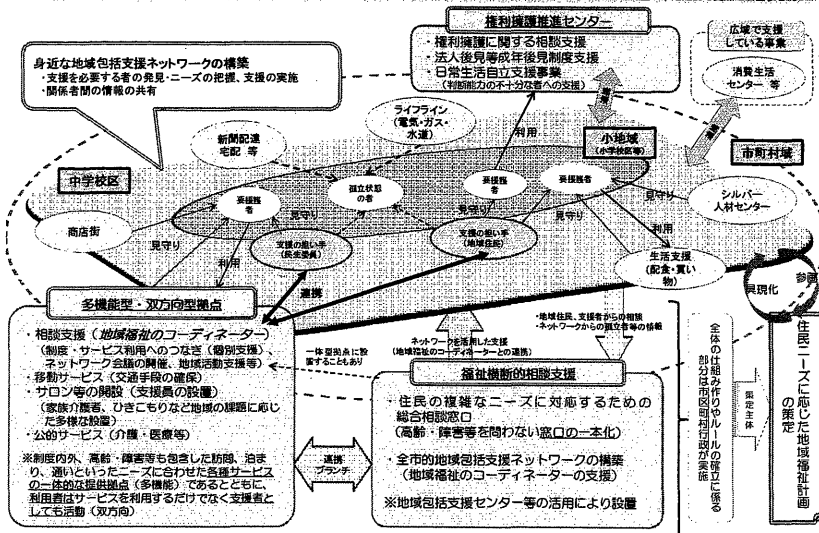
要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要であり、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠

安心生活基盤構築事業

- 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ

※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する



安心生活創造事業成果報告書（H24、8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を記載
【今後重要と考えられる取組】
①社会的孤立を防ぐための官民間幅広い多様な主体との連携・協働 ②総合的な相談支援体制の確立
③地域福祉計画の策定 ④契約支援・権利擁護の必要性 ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

事業概要（案）

①安心生活創造推進事業

○事業内容

（1）基本事業

- ・抜け漏れのない実態把握
- ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・生活課題検討・調整事業
- ・個別支援のための支援内容の検討・調整（ケース会議の開催等）
- ・抜け漏れのない支援実施事業
- ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施等
- ・地域支援活性化事業
- ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置等
- ・住民参加型まちづくり普及啓発事業
- ・参加を促すイベントや研修による人材確保等
- ・自主財源確保事業（第Ⅱ期からの実施も可能）
- ・寄付や物販等を通じた財源の確保

（2）選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談体制を構築
- ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等

○実施主体：都道府県、市区町村

○補助率：定額

第Ⅰ期 基本事業@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業：@1,000万円

第Ⅱ期 基本事業：@600万円、選択事業：@600万円

○第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助

○平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象

②日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

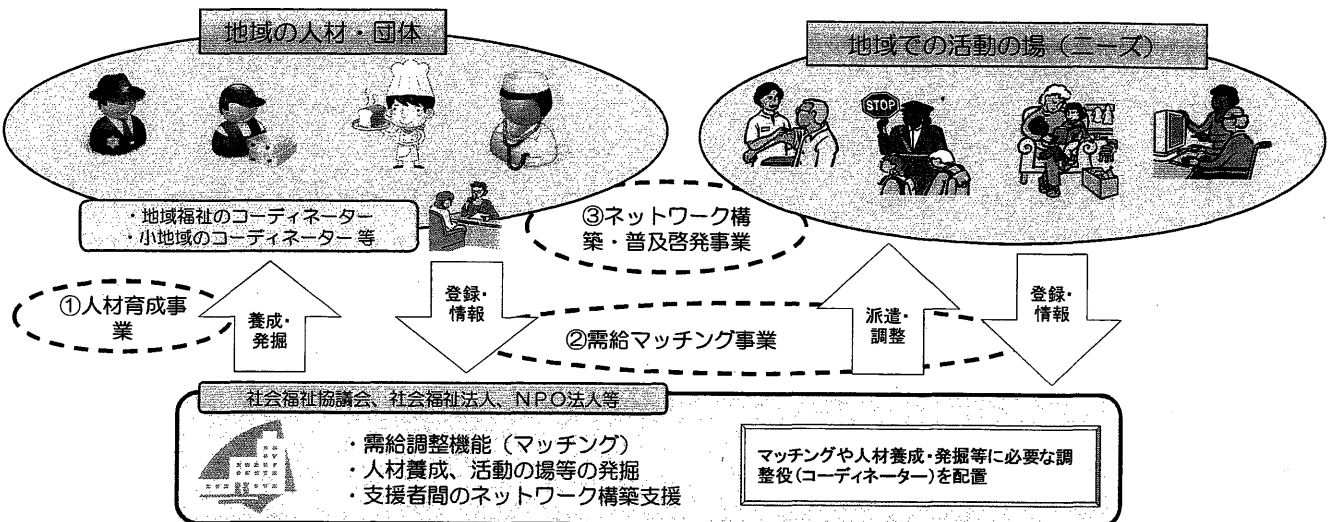
○実施主体：都道府県、指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2（都道府県等が補助額を増額した場合に追加的に上乗せ（増額分の3/4））

地域資源・人材育成支援事業

- 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手養成や地域福祉コーディネーターの人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、大規模災害発生時の活動支援等も含め、インフォーマルな活動の持続的な活動環境を整備する。
（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業（250億円）の内数）

地域におけるインフォーマル活動を推進していくための人材確保・活動支援のイメージ



※大規模災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成、災害ボランティアセンター設置運営体制の検討等を実施（④災害ボランティア活動支援事業）

【実施主体】 都道府県・市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等
【補助率】 1/2

※①～④の事業は個別に実施することが可能

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1742市町村
- 回答数: 1742市町村(回収率100.0%)
(ただし一部のみ回答の市町村を含む)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

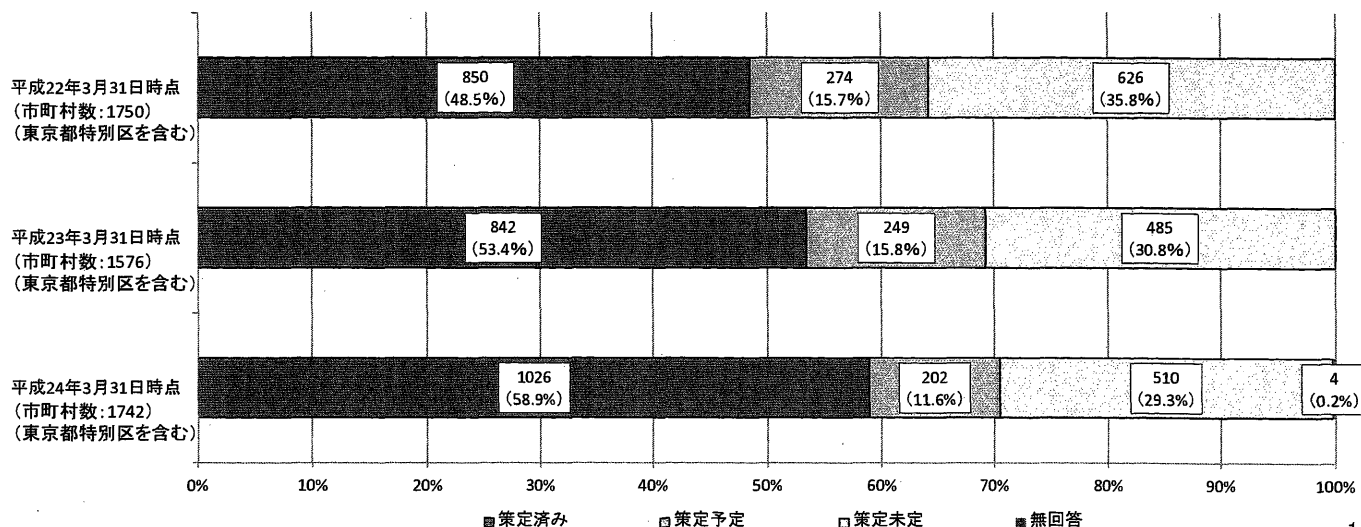
II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況(前々回調査との比較)

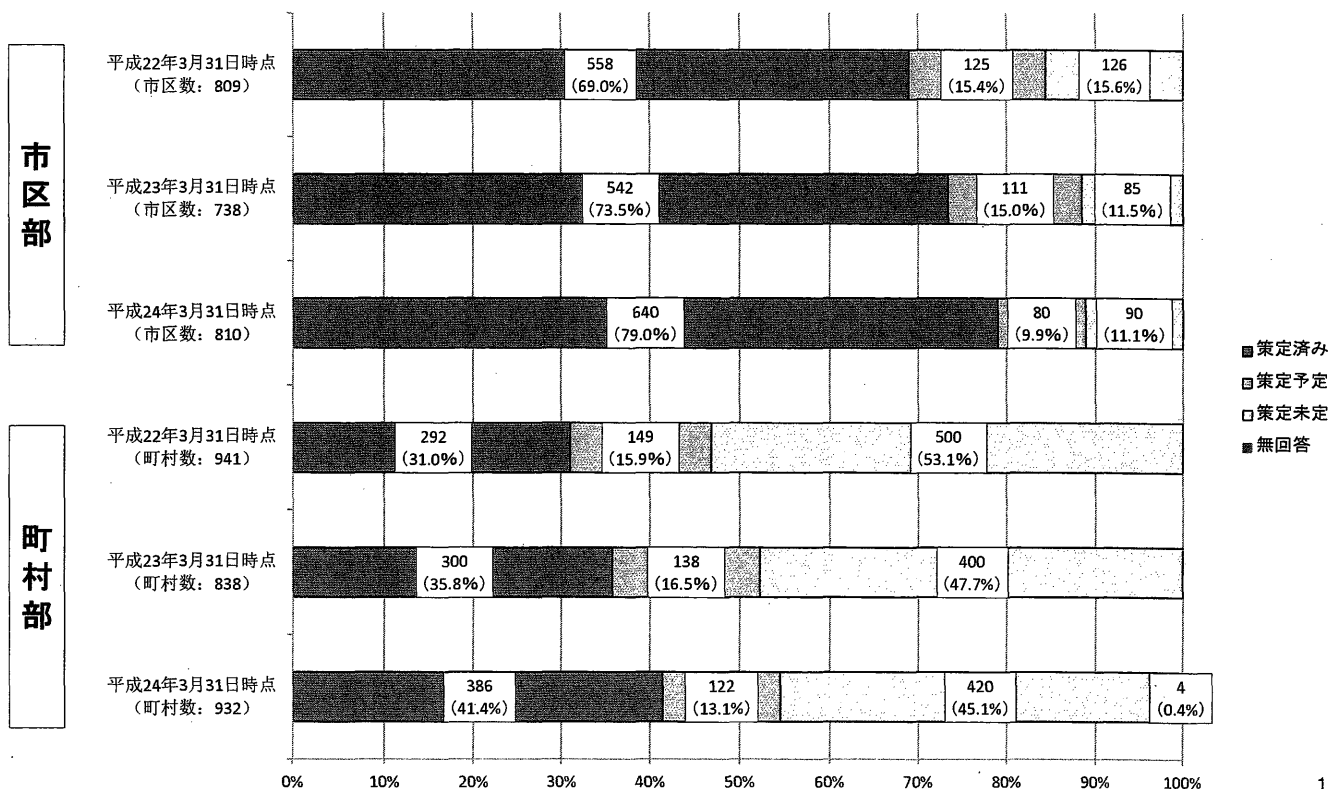
○東日本大震災の影響により、22年度は宮城県、山形県、福島県、茨城県の全市町村、岩手県の一部市町村、23年度は福島県の一部市町村から回答を得ることができなかったため単純な比較はできないが、策定済み市町村は2年前より176ヶ所、全体に占める割合が10.4ポイント増加した。



12

I-2. 市区部・町村部別の策定状況

○全体に占める策定済み率は両者とも2年前より10ポイント以上増加しているが、依然として約2倍の開きがあり、町村部全体では未だ45.1%が「策定未定」となっている。



13

社協・生活支援活動強化方針－地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性－

(概要版)

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困窮者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさを長期化等

・孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や雇働商法などの権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組むべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定
- 平成24年11月6日～7日 平成24年度社会福祉協議会活動全国会議において発表。

【方針の構成・内容】(★別紙参照)

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ①」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確化し、実行する。
《アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割》
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に応じた支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困窮等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困窮者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
 - ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
 - ・ 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること
- これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問合わせに随時対応）

消費者教育の推進に関する法律の概要

平成24年8月公布、12月施行

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
『消費者市民社会』 ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重 ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画	基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
基本理念(第3条) ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更意見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員の数等、組織・運営については政令で規定	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更意見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職場)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)	

※施行日：平成24年12月13日（公布日：平成24年8月22日）

ホームレス対策の概要

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)
※10年の時限立法であったが、さらに期限を5年間延長する一部改正法が平成24年6月27日に公布・施行。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

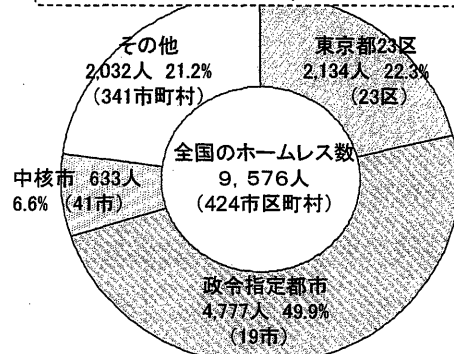
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成24年は15年と比べ、▲15,720人(Δ62.1%)。)

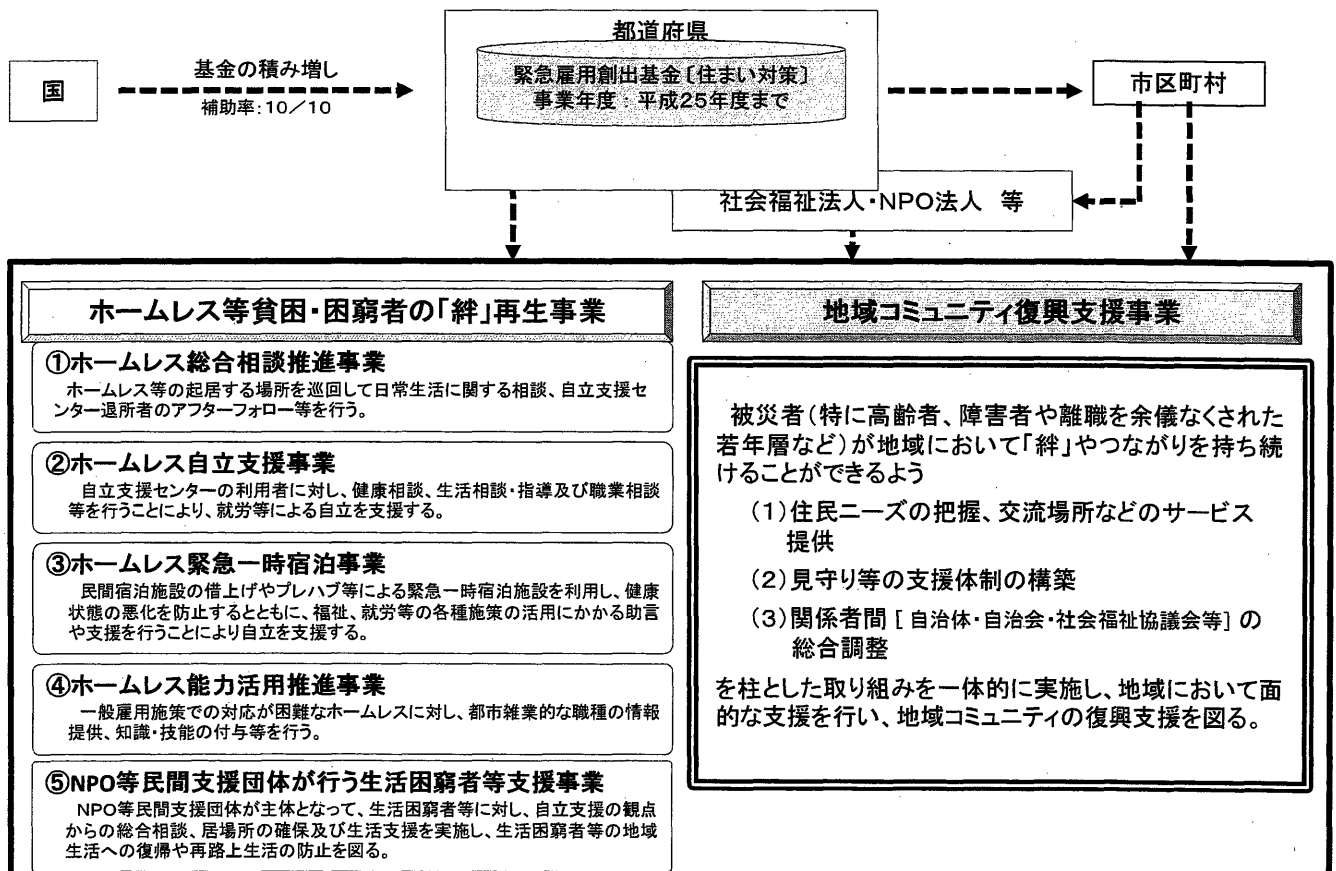
調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(Δ26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(Δ13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(Δ1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(Δ16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(Δ17.0%)
平成24年	9,576人	▲1,314人(Δ12.1%)

全国のホームレス分布状況(平成24年1月調査)



(参考)都道府県別のホームレス数は、P. 63参考資料9参照。

社会的包摂・「絆」再生事業



本報告書は、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の結果について、「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」において分析・検証を行ったもの。

《参考》「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」※単純集計した速報値は平成24年4月27日に公表。

- 本調査は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定のため、概ね5年間に1回の頻度で実施。
- 全国（東京都23区、政令指定都市等）の1,373人（このうち有効回答数は1,326）のホームレス（※）に対し個別面接により調査。
※「ホームレス」…都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者（ホームレス法第2条）。
- 主な調査項目として、路上での生活（路上生活の期間、仕事と収入の状況等）、路上生活までのいきさつ、今後望んでいる生活など。

*「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」【委員】※五十音順・敬称略。○は座長。

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ○ 岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授 | 佐久間 裕章 NPO法人自立支援センターふるさとの会代表理事 |
| 沖野 充彦 NPO法人釜ヶ崎支援機構副理事長 | 水内 俊雄 大阪市立大学都市研究プラザ教授 |
| 奥田 知志 NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長 | 森川 すいめい 世界の医療団東京プロジェクト代表医師 |
| 木原 弘子 東京都福祉保健局生活福祉部山谷対策・自立支援担当課長 | 森田 洋司 学校法人樟蔭学園常任理事 |
| 蔵野 和男 大阪市福祉局生活福祉部ホームレス自立支援担当課長 | |

分析・検証の視点

I 集計結果のクロス分析

各設問の単純集計した回答について、分析のための主な基本軸を以下のとおり設定。

- (1)野宿経験のパターン別(①この5年間で初めて路上生活を始めた層、②以前にも路上経験がある層、③5年前からずっと野宿)、(2)自治体別、(3)年齢及び路上生活期間別

II 他の関連調査の活用

本調査に加えて、地方都市調査（本調査の対象である政令指定都市等の大都市以外の地域で実施した同内容の調査。）や行政の実施した他の調査等の結果も合わせて活用。

III 委員執筆によるコラム

ホームレスの生活実態について、より詳細な検証・分析を行うため、委員独自の視点で執筆したコラムを挿入（他の類似調査との比較、健康状態に関する考察、自立支援センター利用者に関する考察 など）

報告書のポイント～今回の調査結果から見たもの～

1. 路上生活者の高齢化、長期化の進展

- 路上生活者の高齢化、長期化の傾向が強まっているが、高齢層ほど長く路上生活を継続（60歳以上の層では10年以上が概ね3割超）。
- ※ 一方で35歳未満の層では他の屋根のある場所との行き来も多い。
- ※ ホームレス自立支援センター等の施策利用者は、若年層や路上生活期間が短い人が多い。

2. 路上での生活状況

- 収入のある仕事をしている人は全体の6割を超えるが、特に路上生活が3年以上の層では約7割。高齢層（60歳以上の層）でも約6割。
- 今後の希望については、長期層ほど「今のままでいい」が多くなっているが、これは路上で仕事をしており、一定の収入を得ながら生活ができていくことへの彼らなりの自負も背景。

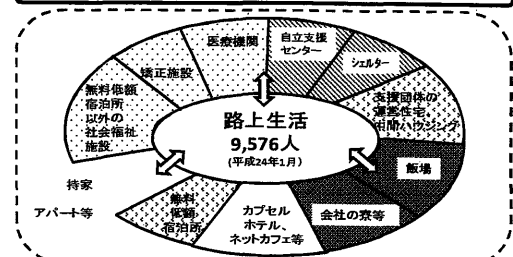
3. 再路上化について

- 路上と屋根のある場所の行き来を繰り返している人々が存在。また、自立支援センターの退所理由を見ると、アパート確保により就労退所したが、その後、再度路上に戻っている層が一定数存在。

4. 若年層について

- 若年層（45歳未満）は、路上に現れる前の職業を見ると、常勤職が相対的に少なくなっている。また、最長職の仕事内容もサービス職業従事者が多い（建設業などの常勤職か日雇いの多かった高齢層とは様相が異なる。）
- 路上生活を始めた理由としては、倒産・失業、仕事が減った、怪我や病気が全体として多いが、若年層では人間関係で仕事を辞めた、労働環境が悪く仕事を辞めた、借金取り立て、家庭内のいざこざ等が挙げられている。

ホームレスの流出入の状況（イメージ）



2 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 改正法の施行に伴う対応について【資料P 4 1 参照】

平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下、「法」という。）改正により、消費生活協同組合（以下、「生協」という。）の共済事業について契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備され、平成25年4月からの完全施行に向け順次適用されている。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっている。

さらに、生協法施行規則を平成24年に改正し、平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けており、また、平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用することとなっている。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記の規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

また、平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、平成

25年度に施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(2) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

生協における組合員の利便性向上や社会的役割のニーズへの対応を目的として、以下のとおり、消費生活協同組合法施行規則等の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

ア 「消費生活協同組合施行規則」の一部改正について

(ア) 例外的に組合員以外の者に事業を利用させることができる場合として、下記を追加する。(消費生活協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第11条)

① 災害時等において長期間被災地以外での避難生活を送る避難者に対応するため、組合が「一時的に生活に必要な物品が不足する地域」以外において、必要と認められる期間物品を供給する場合。

② 組合への加入を検討する意思がある者に対し、1ヶ月以内の期間を定めて試行的に物品の宅配事業を行う場合。

③ 職域による組合が、組合員以外の者が職域を訪問した際、組合が運営する協同施設全般の利用をさせる場合、また、職域を訪れようとする者に対する交通手段や宿泊の手配等のサービス提供を行う場合。

(イ) 組合の規約の変更について、総会の決議を必要としない事項として「事業の実施に関する事項(規則第55条第1第1号)に係る技術的事項の設定・変更」を追加する。(規則第157条)

(ウ) 組合が組合に対して行う貸付けのうち、貸付金の使途が組合が行う貸付事業のための資金である場合には、担保や保証を不要とすることとする。(規則第201条及び第202条)

(エ) 「連結財務諸表に関する会計基準」が変更されたことを踏まえ、特別目的会社が当該特別目的会社に対する出資者の子法人等に該当しないものと推定する旨の規定を削除する。(規則第113条、第210条)

(オ) 組合の解散の認可申請書の添付書類のうち財産目録、貸借対照表を不要とする。(規則第234条)

(カ) その他所要の改正を行う。

イ 「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」の一部改正について
消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成21年厚生労働省告示第445号。以下「規程」という。）について、以下の改正を行う。

- ① 3号収支分析を行う際の将来の時点における資産の額として算出される額について、現行では資産運用リスクのみを控除しているが、損害系共済のリスクの大部分を占める共済リスクも考慮する必要があることから、共済リスクも控除対象に加える。（規程第9条第3項）
- ② 3号収支分析を行った結果、将来の時点における資産の額として算出される額が、将来の時点における負債の額として算出される額を下回った場合に、共済計理人が、組合が一定の事業運営の方針の変更を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる事項として、「共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）」を追加する。（規程第12条第3項）

ウ 「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

- (ア) 平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、具体的な監督手法・対応等について、規定を追加するとともに、所要の整備を行う。【再掲】
- (イ) 規則第201条及び第202条を改正し、共済事業実施組合が他の組合に対して行う貸付けのうち一定の場合について、担保や保証を不要とすることから、資産運用リスク管理態勢の整備に関する事項を、監督上の評価項目に追加する。
- (ウ) 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点のうち、共済掛金の算出方法に関する事項について、共済掛金総収入額に対する共済事業関係事務費支出額の割合が原則3割以内（やむを得ない場合には5割以内）であることとしている現行の規定を削除する。

エ 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について

平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、所要の整備を行う。

オ 「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

反社会的勢力に対する組合の基本方針を実現するための組織内体制の整備等に関する事項を、監督上の評価項目に追加する。

カ 「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について

(ア) 職域生協が給与から出資金を控除する場合の取扱について明記する。

(イ) 職員に関し規則に定めなければならない事項から、職員の定数を削除する。

(ウ) 公告方法の記載について整理する。 等

(3) 地域における生協の社会的役割について

生協は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

(4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底

② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

- ③ 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成25年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1／2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、（1）に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。
（平成25年4月から完全施行）

スケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3月期末決算（※1）・・・支払余力比率の算出
- ・平成24年3月期末決算（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・平成25年3月期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用（※3）
 - （※1）平成22年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正
 - （※2）平成24年3月に生協法施行規則を改正
 - （※3）平成25年中に監督指針上に運用基準を定める予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・平成25年4月から適用

共済事業実施組合を所管する都道府県におかれては、所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成25年度の全国民生委員児童委員大会は、千葉県において開催することとしているので、ご了解願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

平成25年度第82回全国民生委員児童委員大会

- 開催日：10月10日（木）～11日（金）
- 会 場：幕張メッセ 他 （千葉市）

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成25年度の全国ボランティアフェスティバルは、高知県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いしたい。

第22回全国ボランティアフェスティバル高知

- 開催日：11月23日（土）～24日（日）
- 会 場：高知県立県民文化ホール他 （高知市）

参 考 資 料

平成25年度予算(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成24年度 予 算 額 千円	平成25年度 予 算 (案) 千円	差 引 増 ▲ 減 額 千円	備 考
1 生活困窮者支援関係 ・生活困窮者自立促進支援モデル事業(新規)	—	セーフティネット支援対策等 事業費補助金(メニュー補助 金)250億円の内数		【新規事項】 ○ 生活困窮者自立促進支援モデル事業(仮称) 30億円 ・生活困窮者の状態に応じた自立・就労支援等を 早期かつ包括的に提供する相談支援の構築を図 り、ノウハウの蓄積や課題の検証を実施 (補助率:定額[10/10相当])
2 緊急雇用創出事業臨時特例基金 [住まい対策拡充等支援事業分] 関係 ・住宅手当緊急特別措置事業 ・生活福祉資金貸付の実施体制等整備事業 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・地域コミュニティ復興支援事業 ・臨時特例つなぎ資金貸付事業	—	—	—	【参考】 平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 320億円
3 地域福祉増進事業関係 ・安心生活基盤構築事業(新規) ・地域資源・人材育成支援事業(新規) ・地域福祉等推進特別支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・消費生活協同組合指導監督事業		セーフティネット支援対策等事業費 補助金(メニュー補助金)250億円 の内数		【新規事項】 ○ 安心生活基盤構築事業の創設等 (既存の地域福祉関連事業を集約化) ・住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築するため、孤立防止のための実態把握や居場所づくり、権利擁護の推進など住民生活に関わる福祉関連事業を総合的に実施 (補助率:定額[10/10相当]又は1/2)
4 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	5,288,977 787,000 4,501,977	4,998,660 730,000 4,268,660	▲ 290,317 ▲ 57,000 ▲ 233,317	
5 全国社会福祉協議会活動の推進 関係	92,674	79,047	▲ 13,627	・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援 等
6 ホームレス全国概数調査に係る経費 関係	22,674	15,537	▲ 7,137	
7 寄り添い型相談支援事業	—	セーフティネット支援対策等 事業費補助金(メニュー補助 金)250億円の内数		・生活困窮者やDV被害者など社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日つながる電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ同行支援などを実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施 (東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)
8 その他(旧本省費等)	21,058	91,325	70,267	・民生委員一斉改選経費 等
合 計	5,425,383	5,184,569	▲ 240,814	

2 社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について

事 務 連 絡
平成24年12月20日

岩手県、宮城県、福島県各地域福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員児童委員への支援等の実施について（依頼）

平素より地域福祉の推進につきまして、格別の御理解と御尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から1年9ヶ月が経過いたしました。被災者は長期化する避難生活を余儀なくされ、そのような中、被災地の民生委員児童委員の見守り等の活動が継続的に行われているところです。

しかしながら、この民生委員児童委員活動については、

- ・ 被災地においては欠員が生じているところもあり、住民の分散避難等により活動範囲が広がり、また、委員自身が遠方の仮設住宅から訪問等を行っているケースも多く、交通費等の実費の負担が大きくなっていること
- ・ 被災者でもある民生委員児童委員は、長期化する避難生活の中で、民生委員の精神的負担が大きくなるなど、支援する側としての民生委員児童委員への支援が必要な状況となっていること

等の実情がみられ、支援者への適切な支援が必要となっているところです。

また、仮設住宅等における孤立防止のためには、民生委員児童委員、生活支援相談員といった人的なサポートが大きく寄与するとともに、例えば緊急通報システム等の機器を活用して見守り活動を補完するなど、様々な事業を総合的に展開することが、孤立の防止に繋がるものと思われます。

つきましては、被災市町村等と連携して、例えば

- ・ 通常の活動範囲を超えるような民生委員児童委員活動への活動費の補助
- ・ 民生委員協議会において、民生委員児童委員へのサポートのため、精神保健福祉士等の専門職によるメンタルヘルスケアの実施や民生委員児童委員同士のピアカウンセリングを開催
- ・ 市町村社会福祉協議会等における生活支援相談員へのメンタルヘルスケア等の実施
- ・ 仮設住宅における生活支援相談員の巡回相談と緊急通報システムの組み合わせによる孤立防止対策の実施

等の事業の実施を積極的にご検討頂きますようお願いいたします。

その際には、社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）の一事業として位置づけることにより、同事業の活用が可能となりますので、あわせてご検討ください。

また、事業に係る追加協議については、引き続き適宜受け付けておりますので、積極的なご検討をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、全国社会福祉協議会を通じて、岩手県、宮城県、福島県の各県社会福祉協議会へも送付しておりますので、念のため申し添えます。

(担当)厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 ボランティア係

電話：03-5253-1111（内線 2859）FAX：03-3592-1459

メール：anshinseikatu@mhlw.go.jp

3 安心生活基盤構築事業実施要領（案）

安心生活基盤構築事業実施要領（案）

1 目的

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

3（１）の実施主体は都道府県又は市区町村とするが、都道府県が実施主体の場合、管内市区町村へ全部又は一部を委託することができるものとする。また、都道府県又は市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。

なお、市区町村が実施主体の場合、事業全体の統括は市区町村が行い、行政としての役割（地域住民のニーズ把握の方針、地域福祉のコーディネーター支援（会議の実施支援等）、事業実施に必要な個人情報の取扱い規定の整備等）を担うものである。

また、3（２）の事業については、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- （１） 都道府県社会福祉協議会にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会にあつては同条第2項に規定する社会福祉協議会
- （２） 社会福祉法人
- （３） 公益社団法人又は公益財団法人
- （４） 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- （５） NPO法人
- （６） （１）から（５）までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業内容

実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。

- （１） 安心生活創造推進事業

安心生活の基盤を市区町村域全体に構築していくにあたり、まずは市区町村区域内のモデル的な地区等において実施するための事業として位置づける。

なお、都道府県が実施主体となる場合、下記ア及びイの事業については、基本的に市区町村へ事業委託するが、広域的な観点から実施することが効果的な事業（例えば県内を広域的に対象とした自主財源作り、住民参加を促す県民向けイベント、地域福祉のコーディネーター養成研修等）について実施するものとする。

ア 基本事業

下記（ア）～（カ）の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、（ア）～（カ）までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。ただし、（カ）の事業については、別途定める一定期間経過後に実施することを可能とする。

なお、これまで「安心生活創造事業」（本実施要綱の第10次改正（平成24年4月5日社援0405第3号）における別紙の3のエの事業）を実施した市区町村（以下「安心生活創造事業実施市町村」という。）については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。

（ア）抜け漏れのない実態把握事業

官民協働による見守り等を通じた、漏れのない地域住民の生活課題を把握する。

（イ）生活課題検討・調整事業

地域の社会資源を活用して、具体的にどのように支援していくのか、支援方針を検討・調整する個別の支援方策を検討する。支援困難な事例については、個別支援会議を実施する。

（ウ）抜け漏れのない支援実施事業

暮らしの基本となる買い物支援等生活支援サービスやサロン等の居場所づくり等を、福祉として提供する側面だけではなく、社会との繋がりを認識できる場（社会参加の場）の提供も含めた双方向（状況によって支援を提供する側にもなり、支援を受ける側にもなる）の支援を、アの事業により把握された住民ニーズに基づき実施する。

（エ）地域支援活性化事業

（ア）から（カ）まで（本事業を除く）の事業を地域で円滑に実施していくため、地域福祉のコーディネーターを養成・配置し、小地域における支援の担い手と連携して支援を実施する。

（オ）住民参加型まちづくり普及啓発事業

地域における互助の気運を高め、住民参加による地域福祉計画の策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施する。

(カ) 自主財源確保事業

地域住民等の互助意識の醸成、事業所の社会貢献（CSR）の手段あるいは公費だけに寄らない事業の継続性を確保するため、寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組みを実施する。

イ 選択的事業

アの基本事業を実施することを前提とした上で、下記（ア）～（エ）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。なお、これらの事業については、都道府県が実施主体となる場合は、複数の市区町村を跨る事業について実施することが可能であり、市区町村が実施主体の場合は、市区町村区域全体を対象として実施することも可能である。また、安心生活創造事業実施市町村は、基本事業の実施を前提とせずに、選択的事業を単独で実施することが可能である。なお、既存の制度や補助事業において、対象経費となっている事業については、本事業の補助対象とはならないことに留意すること。

(ア) 福祉横断的相談支援事業

世帯における複合的な生活課題に対応するため、高齢・障害等の分野を横断した相談支援体制を構築する。

(イ) 福祉横断的包括的サービス提供事業

地域住民の実態把握や相談支援、サロン等の居場所提供、送迎等のサービスを多機能（訪問する、通う、泊まる等）で、高齢、障害等福祉分野を横断し、調整役（コーディネーター）のコーディネートの上に、一体的にサービス提供を行う拠点を設置する。

(ウ) 権利擁護推進センター等事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点を設置する。また、判断能力の不十分な者への支援体制強化のための支援者の追加配置等を行う。

(エ) その他地域の実情に応じた事業

地域福祉の推進に資する地域特性に応じた先駆的事業を実施する。

(2) 日常生活自立支援事業

(略)

なぞをひとりにしないでね。

フリーダイヤル つなぐ ささえる
0120-279-338
おりぞいボットライ・

どんなひとの、どんな悩みにちよりそって、
一緒に解決する方法を探します。

24時間 通話料無料
※通話料をより安くおかけのサービス。おかけください。

※全国どこからでもかけられます ※被災地を優先しています ※秘密は守ります
電話相談の専門員がお待ちしています。ひとりで抱え込まずに、お電話ください。

自然予防・DV・性暴力・セクシュアルマイノリティの専門相談もあります。外面部/関を取り組むの方のための対応もあります。

一般社団法人 社会防犯センター
TEL: 03-7799-6676

私なんか
必要とされて
いない

自分の性別に
違和感がある

住む家も
食べるもの
もない

収入が
不安定で、
先が見えない

さびしい。
生きていくのが
つらい

誰なら私に
気づいて
くれるの？

いじめられていて
誰にも言えない

多額の借金を
かかえてしまった

夫の暴力を、
誰にも
相談できない

自分が雇いから
こんな目に
あっている

家族が
バラバラで、
つらい

●どんな方のどんな悩みでも
受け付けます。

外国人による相談 (Helpline for Foreigners)
English (英語) / 中文 (中国語) / 日本語 (日本語)
French (フランス語) / Spanish (スペイン語) / Portuguese (ポルトガル語)

性暴力、ドメスティックバイオレンスなど
女性の相談
※日本と韓国・中国は10時・20時の
休みの日の当番員が必ずおらずしてあります。

性別や同性愛に關わるご相談

死にたいほどのつらい気持ち
聞いて欲しい

※その他、気持ちや悩みを聞いてもらいたいという方は「E」を必ずつけて下さい

1 暮らしの中で困っていること、
気持ちや悩みを聞いてほしい方

2 外国語による相談 (Helpline for Foreigners)

3 性暴力、ドメスティックバイオレンスなど
女性の相談

4 性別や同性愛に關わるご相談

5 死にたいほどのつらい気持ちを
聞いて欲しい

音声がガイダンスが
流れます。
相談したいことを
選んでください。

ボトライ
0120-279-338
に電話をする。
※携帯電話 (PHS) からの
通話料もかかります。

FAX 03-3868-3811

通話による聞き取りが難しい方はファクシミリでののご相談にも応じております。

私たちは社会の包摂サポートセンターは、社会的に排除されがちな人（生活困窮者、外国人、セクシュアルマイノリティ、DV・性暴力被害者、障がい者、ホームレス、多量債務者、ひとり親世帯など）への多角的な支援事業を通して、誰もが「居場所」や「出番」を実感できる社会の実現を目指しています。

※お問い合わせ先 社会の包摂サポートセンター TEL 03-3868-3811 / 03-3868-3812
※受付時間 月～金 10時～18時 土・日 10時～17時 休日は緊急相談員が必ずおらずしてあります。
※通話料 通話料はかかりませんが、携帯電話 (PHS) からの通話料はかかります。

よりそいホットライン 実施状況

9ヶ月で700万コールを突破

照会区間	総呼数	完了呼数	接続完了率
2012年3月	57,995	18,193	31.40%
2012年4月	318,159	22,209	7.00%
2012年5月	575,191	36,642	6.40%
2012年6月	721,875	34,010	4.70%
2012年7月	871,689	31,624	3.60%
2012年8月	834,128	33,390	4.00%
2012年9月	952,832	31,651	3.30%
2012年10月	1,102,359	35,678	3.24%
2012年11月	1,051,624	33,091	3.15%
2012年12月	936,273	33,074	3.53%
合計	7,422,125	309,562	4.17%



4月1日～12月31日 総呼数と完了呼数

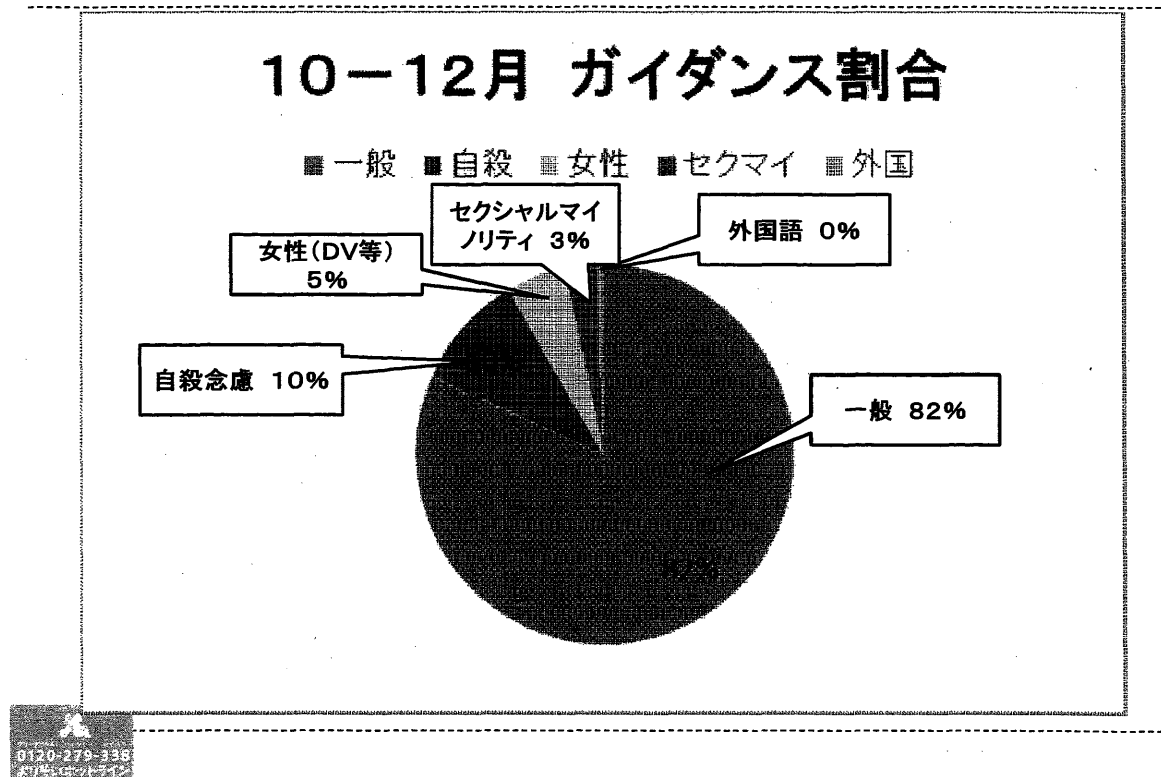
東北6県からは、60万コール

都道府県名	総呼数	完了呼数	接続完了率
青森県	18,687	1,490	8.0%
秋田県	46,173	3,469	7.5%
岩手県	220,695	22,796	10.3%
宮城県	183,533	16,208	8.8%
山形県	55,674	6,259	11.2%
福島県	85,124	7,835	9.2%
合計	609,886	58,057	9.5%

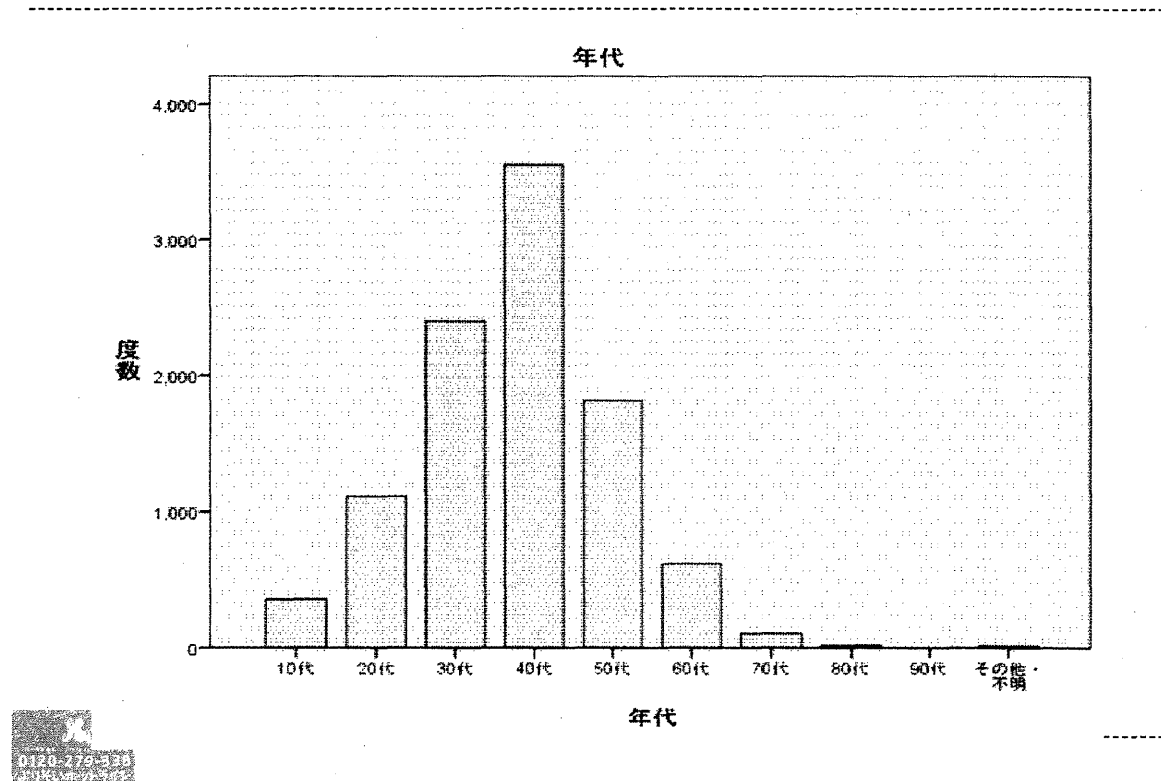


3月～12月

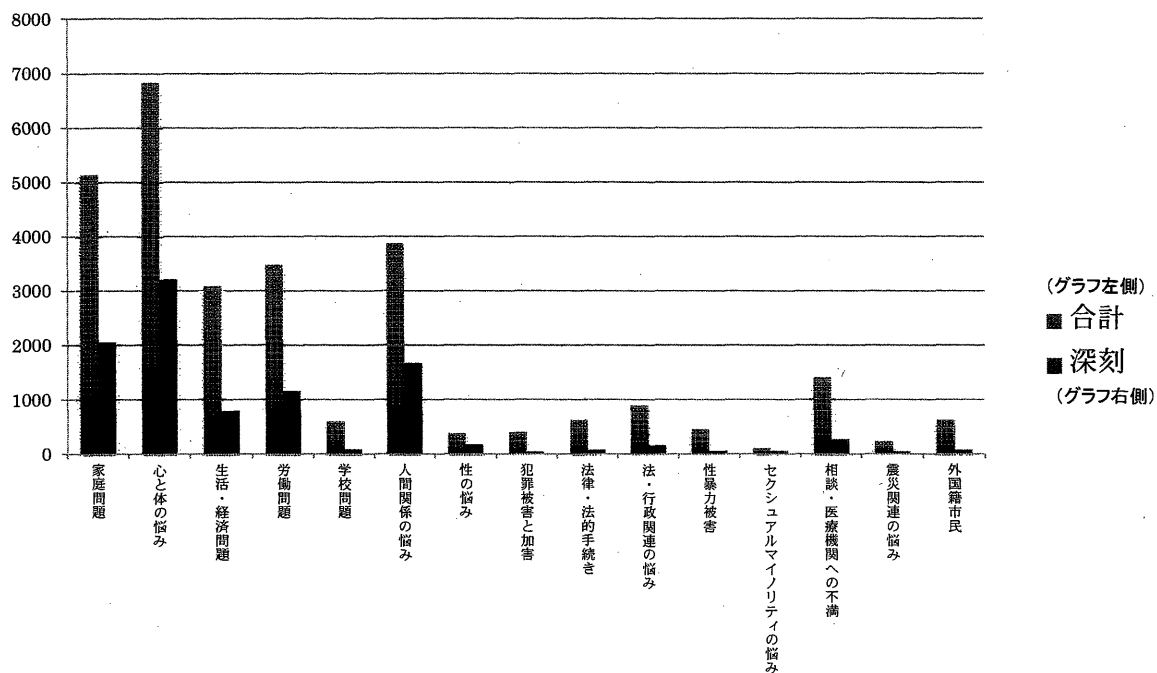
選ぶガイダンスの割合



属性について



悩みの内容について



いずれの資料も、よりそいホットライン福島報告会(平成25年2月2日)資料((社)社会的包摂サポートセンター作成)に基づき厚生労働省で作成

5 民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び随時）に係る調書等の提出について

雇児育発0227第1号
社援地発0227第2号
平成25年2月27日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び随時）に係る調書等の提出について

民生委員・児童委員の一斉改選時やこれ以外の随時における定数の決定や推薦事務等の際に係る調書等について、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出調書等

- ①民生委員・児童委員定数報告書（別紙様式1）
- ②民生委員・児童委員徽章必要数等調書（別紙様式2）
- ③民生委員・児童委員推薦名簿
（民生委員・児童委員の選任について（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・家庭児童局長・社会・援護局長通知）の様式第1号）
- ④民生委員・児童委員解嘱具申書
（民生委員・児童委員の選任について（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・家庭児童局長・社会・援護局長通知）の様式第2号）
- ⑤民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣感謝状授与者推せん名簿
（民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について（昭和40年11月26日社庶第526号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長通知）の別紙様式）

2. 提出期限

	一斉改選時	一斉改選時以外の随時
①	同年8月30日	速やかに（定数決定時に限る）
②	同年8月30日	毎年11月15日
③ 及び⑤	同年9月30日	速やかに
④		速やかに

3. 提出先

各地方厚生（支）局長宛

（上記別紙については省略）

生活福祉資金の資金種別貸付決定状況

資 金 種 類	H19		H20		H21		H22		H23	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円
緊急小口資金	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円
教育支援資金	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円
総合支援資金(H21.10～)					26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円
離職者支援資金(～H21.9)	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円				
不動産担保型生活資金	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)	135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円
計	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円

※ 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。なお、被災三県における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は67,850件、貸付金額は95.6億円となっている。

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成22年度		平成23年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,964	1,506,340	1,493	932,318
2	青森県	1,208	743,115	789	432,669
3	岩手県	3,038	1,354,125	3,615	1,313,801
4	宮城県	391	198,040	38,960	5,645,158
5	秋田県	840	531,244	671	355,899
6	山形県	949	515,906	1,142	563,123
7	福島県	1,645	634,679	25,831	3,905,900
8	茨城県	1,506	602,283	871	311,700
9	栃木県	659	423,858	661	286,952
10	群馬県	1,455	592,454	1,266	383,987
11	埼玉県	3,385	1,774,508	2,371	1,261,220
12	千葉県	6,627	3,888,174	4,380	2,103,837
13	東京都	9,145	6,531,898	5,397	4,118,751
14	神奈川県	2,777	1,467,778	1,639	758,984
15	新潟県	1,257	677,977	1,014	343,283
16	富山県	588	214,562	327	93,115
17	石川県	1,288	657,610	740	265,664
18	福井県	308	133,137	175	55,944
19	山梨県	117	34,257	116	28,334
20	長野県	813	273,584	450	162,950
21	岐阜県	987	340,879	509	160,470
22	静岡県	3,704	1,441,799	1,704	647,120
23	愛知県	2,455	1,128,053	844	332,040
24	三重県	1,159	478,903	890	323,394
25	滋賀県	1,236	931,035	668	400,383
26	京都府	3,711	1,879,126	3,203	1,435,751
27	大阪府	7,511	5,883,617	4,738	3,247,255
28	兵庫県	5,602	3,300,354	3,027	1,533,951
29	奈良県	608	284,992	386	155,676
30	和歌山県	165	117,336	89	62,214
31	鳥取県	333	128,937	309	88,997
32	島根県	280	137,374	260	128,513
33	岡山県	250	87,855	87	51,324
34	広島県	1,120	519,099	775	207,607
35	山口県	497	157,339	268	90,229
36	徳島県	210	189,943	106	83,871
37	香川県	996	394,591	460	120,954
38	愛媛県	504	244,122	321	139,306
39	高知県	526	338,163	477	309,381
40	福岡県	4,974	2,477,676	3,787	1,825,026
41	佐賀県	55	22,976	30	19,089
42	長崎県	1,067	632,410	777	504,703
43	熊本県	632	330,906	399	175,056
44	大分県	911	221,461	759	176,137
45	宮崎県	837	455,766	771	427,281
46	鹿児島県	553	147,765	456	110,527
47	沖縄県	1,588	603,096	1,059	404,667
合 計		82,431	45,631,102	119,067	36,484,511

7 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）
の取扱いについて

社援地発 0219 第2号

平成25年2月19日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る
生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いについて

生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が指摘されており、いわゆる貧困の連鎖を防止するためには、所得の多寡にかかわらず、次世代を担う子ども達が可能な限り公平な条件で社会に出られるようにすることが重要である。

このような観点から、生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いにおいては、高等学校に在学する者が授業料等の滞納等により、学校を卒業できないおそれがあるという問題が顕在化してきたことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることができることとする特例措置を講じてきたところである。

一方、公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金制度の創設など、教育施策の充実等により、特例措置に係る貸付件数は、平成23年度には大幅に減少しているが、貧困の連鎖防止の観点からは、授業料等の滞納といった理由で、卒業を断念せざるを得ない者が生じないようにすることが重要である。

このため、今般、教育支援資金の貸付けについては、特例によらず、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知の上、貴管内の関係者に周知を図るとともに、各都道府県社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施して頂くようお願いしたい。

記

1. 教育支援資金の貸付内容について

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省

発社援0728第9号厚生労働事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第4の3(1)に規定する高等学校に就学するのに必要な経費については、やむを得ない事情により滞納された高等学校の授業料等(以下「滞納授業料等」という。)も含まれるものとする。

この場合の教育支援資金に係る貸付額の算定に当たっては、滞納があったときまで遡及して必要額を算出することができるものとする。

2. 滞納授業料等に係る貸付条件等について

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 滞納授業料等の貸付けにより、卒業が確実に見込まれること。
- (4) 貸付けの対象となる滞納授業料等は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり、借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。

なお、必要額については、授業料等の請求書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をするものとする。

- (5) 貸付金額は、制度要綱第5の3(1)の規定を準用すること。
- (6) 貸付手続等の日付けについては、実際に当該手続等を行う日付けとすること。

3. 留意事項

- (1) 本通知により、滞納授業料等についても教育支援資金として貸付けを行うことができることとするが、本来、授業料等の滞納に至ってから対応するのではなく、滞納に至る前の段階で、生活福祉資金を含めた各種支援施策を活用することが適当である。

滞納授業料等の貸付けはやむを得ない理由がある場合の例外的な取扱いであり、滞納に至る前の段階で、必要な場合に生活福祉資金が有効に活用されるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課とも連携し、学校関係者等に対して制度の十分な周知をお願いしたい。

- (2) 今年度においては、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮頂きたい。

8 高校生に対する修学支援について

(【資料1】「厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知」を除く)

事 務 連 絡
平成25年2月25日

各都道府県教育委員会高等学校主管課
各指定都市教育委員会高等学校主管課 御中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

高校生に対する修学支援について (依頼)

高校生に対する修学支援については、日頃より格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

厚生労働省の生活福祉資金(教育支援資金)については、高等学校等に在学する者が授業料等の滞納等により、学校を卒業できないおそれがあるという問題が顕在化してきたことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることができることとする特例措置が講じられてきたところですが、別添の平成25年2月19日付け社援地発0219第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知のとおり、今後は、特例によらず、高等学校等における滞納授業料等を教育支援資金の貸付けの対象とすることとなりました。

ついては、授業料等の滞納により高等学校等を卒業できない者が出ないように、教育支援資金の貸付けについて、従来の授業料減免事業や奨学金事業の取組と併せて、域内の高等学校等、保護者及び生徒に対し、速やかに周知いただくよう御協力方よろしくお願い申し上げます。なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対しても周知願います。

また、教育支援資金における滞納授業料等の貸付けは、授業料減免事業等の取組を活用してもなお滞納費用の返済が困難な場合であって、卒業が確実に見込まれる者を対象とするものであり、当該貸付けの趣旨を踏まえれば、貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会との情報共有等十分な連携が重要であることから、この点についても特段の御配慮をお願いいたします。

併せて、教育支援資金の貸付けに当たっては、申請内容の審査など一定の手続きを経る必要があることから、貸付決定時期が4月以降となる場合も想定されるため、各高等学校等において、滞納した授業料等の支払期限について柔軟に御対応いただくよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

【資料1】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

【資料2】

生活福祉資金の概要

【資料3】

広報用資料例(高校生に対する経済的支援を包括的に示したもの)

(昨年度と同様のものを提供しておりますので、各種支援策の周知に御活用ください。)

<本件担当>

初等中等教育局財務課高校修学支援室 松下

TEL: 03-5253-4111 (内2586)

高等教育局私学部私学助成課 加藤・岡

TEL: 03-5253-4111 (内2547)

生活福祉資金（教育支援資金）貸付の概要

【資料2】

【実施主体】

- 都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市区町村社会福祉協議会又は民生委員）

【資金内容及び貸付限度額】

- 低所得者世帯（市町村民税非課税程度の世帯）に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金

（1）教育支援費

- ・ 低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

〔貸付限度額〕

- | | | | |
|--------|-------------|----------|-------------|
| ・ 高等学校 | 月額35,000円以内 | ・ 高等専門学校 | 月額60,000円以内 |
| ・ 短期大学 | 月額60,000円以内 | ・ 大学 | 月額65,000円以内 |

※ 原則として滞納授業料等は対象とならないが、高等学校に在学する者であって、やむを得ない理由により授業料等を滞納し、授業料減免事業等他の施策を活用してもなお滞納費用の返済ができず、卒業が困難な場合等には貸付が可能。

（2）就学支度費

- ・ 低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

〔貸付限度額〕 500,000円以内

【貸付・返済方法】

- （1）貸付方法 子が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人となる。
- （2）据置期間 卒業後6月以内
- （3）償還開始 据置期間経過後（ただし、大学に進学した場合等、就学中は償還猶予可能）
- （4）償還期間 20年以内
- （5）貸付利子 無利子

～高校生、学校関係者の皆様へ～ 〇〇県の修学支援制度のお知らせ

〇〇県では、経済的な理由により授業料等の納付が困難な方を支援するために、下記の制度を用意しております。学費等についてお困りの場合は、各相談窓口へご相談下さい。

授業料減免補助制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して授業料の減額または免除を行う学校に対し県が補助を行っております。詳しくは、〇〇〇までご相談下さい。

【減免の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

奨学金貸付制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与する制度です。詳しくは、〇〇〇までご相談下さい。

【貸与の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、前年中の収入額が基準額以下の世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

【貸与条件】

- | | |
|----------|---------|
| (1) 据置期間 | 卒業後〇月以内 |
| (2) 償還期間 | 〇年以内 |
| (3) 貸付利子 | 無利子 |
| (4) 募集時期 | 4月～12月 |

生活福祉資金貸付(教育支援資金)制度

〇〇県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金を貸し付けを行っています。高等学校等に学費等についても貸し付けておりますので、詳しくは、お住まいの社会福祉協議会へご相談下さい。

貸付条件等の問合せ先 … 各都道府県社会福祉協議会

貸付の申請・相談窓口 … 各市区町村社会福祉協議会

【資金内容及び貸付限度額】

低所得者世帯(市町村民税非課税世帯程度)に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金

○教育支援費 … 低所得世帯に属する者が高等学校等に就学するのに必要な経費

〔貸付限度額〕 高等学校 月額35,000円以内

○就学支度金 … 低所得世帯に属する者が高等学校等への入学に際し必要な経費

〔貸付限度額〕 500,000円以内

【貸付条件】

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 据置期間 | 卒業後6月以内 |
| (2) 償還期間 | 20年以内 |
| (3) 貸付利子 | 無利子 |
| (4) 連帯借受人 | 生計中心者等を連帯借受人とする必要があります。 |

～高校生、学校関係者の皆様へ～

〇〇県の修学支援制度のお知らせ

〇〇県では、経済的な理由により授業料等の納付が困難な方を支援するために、下記の制度を用意しております。学費等についてお困りの場合は、各相談窓口へご相談下さい。

授業料減免補助制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して授業料の減額または免除を行う学校に対し県が補助を行っております。詳しくは、〇〇〇までご相談下さい。

【減免の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

奨学金貸付制度

学びたいのに経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与する制度です。
詳しくは、〇〇〇までご相談下さい。

【貸与の対象となる方】

- 生活保護を受給されている世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、前年中の収入額が基準額以下の世帯
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

【貸与条件】

- | | |
|---------|---------|
| (1)据置期間 | 卒業後〇月以内 |
| (2)償還期間 | 〇年以内 |
| (3)貸付利子 | 無利子 |
| (4)募集時期 | 4月～12月 |

生活福祉資金(教育支援資金)貸付制度

〇〇県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金の貸付けを行っております。
高等学校や大学等に入学・修学するために必要な経費の貸付けを行っておりますので、学費についてお困りの方は、
お住まいの社会福祉協議会へお問い合わせください。

貸付条件等の問合せ先 … 〇〇県社会福祉協議会(電話 〇〇〇〇)

貸付の申請・相談窓口 … 各市区町村の社会福祉協議会

【 資金内容及び貸付限度額 】

低所得者世帯(市町村民税非課税世帯程度)に対し、次に掲げる経費の貸し付けを行っています。

(1)教育支援費

低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

〔貸付限度額〕

・高等学校	月額35,000円以内	・高等専門学校	月額60,000円以内
・短期大学	月額60,000円以内	・大学	月額65,000円以内

(2)就学支度費

低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

〔貸付限度額〕 500,000円以内

【 貸付条件 】

- (1)据置期間 卒業後6月以内
- (2)償還期間 20年以内
- (3)貸付利子 無利子
- (4)連帯借受人 生計中心者等を連帯借受人とする必要があります。

9 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成24年調査				平成23年 調査の人数	24-23 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成22年 調査の人数	平成21年 調査の人数	平成20年 調査の人数
北海道	52	9	10	71	85	▲ 14	98	124	145
青森県	3	0	0	3	3	0	5	8	2
岩手県	4	1	0	5	8	▲ 3	15	21	23
宮城県	82	9	1	92	138	▲ 46	119	140	110
秋田県	11	0	0	11	8	3	12	15	10
山形県	4	0	0	4	8	▲ 4	7	18	7
福島県	17	1	1	19	14	5	22	20	27
茨城県	31	4	9	44	52	▲ 8	60	62	86
栃木県	47	0	1	48	62	▲ 14	63	74	81
群馬県	58	2	2	62	83	▲ 21	110	98	97
埼玉県	374	11	42	427	497	▲ 70	592	622	597
千葉県	325	17	13	355	462	▲ 107	510	503	524
東京都	2,299	69	0	2,368	2,672	▲ 304	3,125	3,428	3,796
神奈川県	1,431	44	34	1,509	1,685	▲ 176	1,814	1,804	1,720
新潟県	5	1	0	6	22	▲ 16	23	39	38
富山県	14	0	0	14	18	▲ 4	24	32	23
石川県	11	0	0	11	14	▲ 3	17	24	21
福井県	1	0	0	1	4	▲ 3	5	28	32
山梨県	18	0	4	22	30	▲ 8	36	38	41
長野県	5	2	0	7	7	0	14	13	13
岐阜県	16	8	1	25	29	▲ 4	47	74	67
静岡県	149	9	24	182	209	▲ 27	240	297	315
愛知県	401	17	100	518	644	▲ 126	747	929	851
三重県	35	2	2	39	42	▲ 3	55	61	68
滋賀県	9	0	2	11	9	2	14	18	20
京都府	134	8	34	176	279	▲ 103	295	353	401
大阪府	2,366	47	4	2,417	2,500	▲ 83	3,338	4,302	4,333
兵庫県	245	9	19	273	341	▲ 68	419	533	575
奈良県	3	0	0	3	3	0	11	14	19
和歌山県	20	1	0	21	27	▲ 6	29	56	74
鳥取県	3	0	0	3	2	1	1	3	3
島根県	0	0	0	0	1	▲ 1	1	4	4
岡山県	21	0	3	24	31	▲ 7	57	75	67
広島県	81	9	0	90	80	10	106	154	138
山口県	6	0	0	6	10	▲ 4	9	11	21
徳島県	3	1	0	4	3	1	4	8	13
香川県	16	0	0	16	21	▲ 5	28	27	24
愛媛県	22	0	2	24	44	▲ 20	37	38	40
高知県	4	0	1	5	8	▲ 3	5	14	24
福岡県	395	16	12	423	442	▲ 19	614	1,237	1,082
佐賀県	10	0	1	11	26	▲ 15	38	39	43
長崎県	7	0	0	7	12	▲ 5	15	13	11
熊本県	44	3	2	49	40	9	76	73	111
大分県	18	1	1	20	20	0	32	38	35
宮崎県	6	0	0	6	20	▲ 14	40	31	27
鹿児島県	39	2	0	41	39	2	43	57	59
沖縄県	88	1	14	103	136	▲ 33	152	189	200
合計	8,933	304	339	9,576	10,890	▲ 1,314	13,124	15,759	16,018

※福島県の9町村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）は、震災の影響で調査を実施していない。

10 地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正（案）

新旧対照表

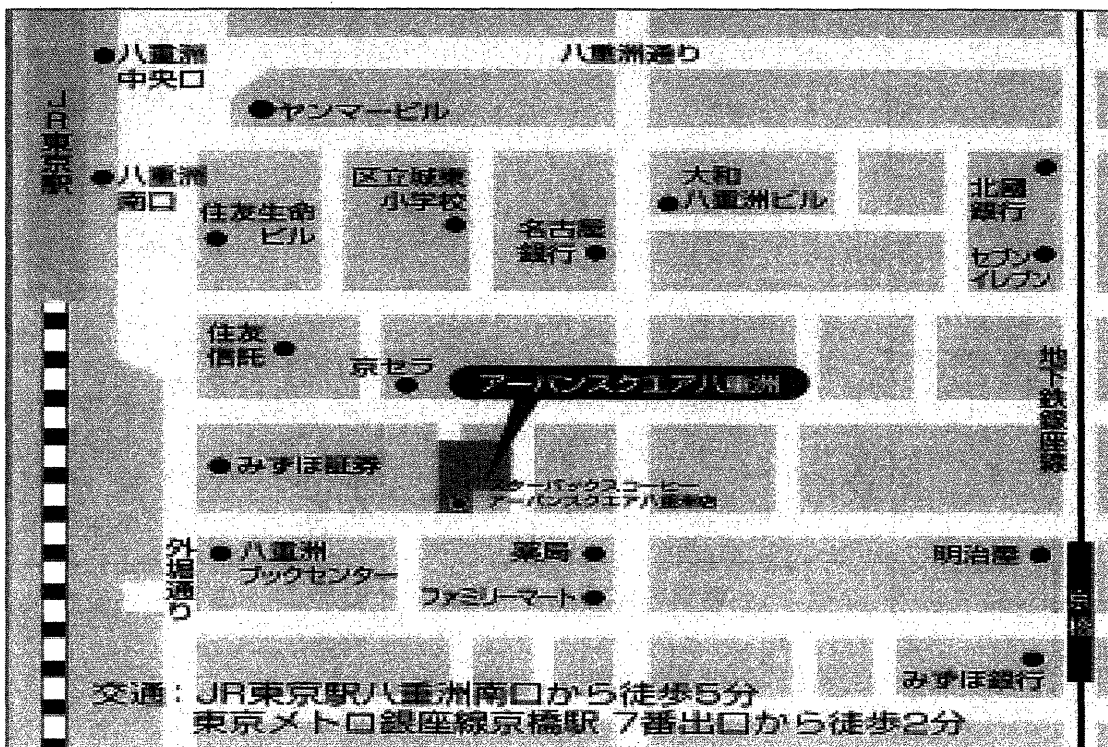
※改正箇所については、下線部分。

1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が行う指導監督事業及び研修会（講習会）開催事業並びに指定都市等が行う研修会（講習会）開催事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
隣保館運営事業	隣保館運営費	次により算出された額の合計額 1. 相談事業等 厚生労働大臣が必要と認めた額 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり210,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合はこの基準額に 事業実施月数 12月 を乗ずるものとする。	隣保館運営に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
	隣保館デイサービス事業費	1館当たり1,246,000円	隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	地域交流促進事業費	次により算出された額の合算額 1. 休日等開館事業 5,896円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること 2. 交流促進講座開催事業 1館当たり460,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること	地域交流促進事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

	相談機能強化事業費	1館当たり <u>1,120,000円</u>	相談機能強化事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	広域隣保活動事業費	1ヶ所当たり <u>1,982,000円</u>	広域隣保活動事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
生活館運営等事業	生活館運営費	1館当たり <u>1,168,000円</u> ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については <u>3,676,000円</u> の範囲内とする。 2. 事業期間が1年に満たない場合は基準額に $\frac{\text{事業実施月数}}{12\text{月}}$ を乗じるものとする。	生活館運営のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（ただし、厚生労働大臣が認めた生活館については給料、職員手当及び共済費を含む。）
	生活館活動推進事業費	1館当たり <u>362,000円</u> ただし、これによりがたい場合には厚生労働大臣が必要と認めた額	生活館活動推進事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

11 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構について

(注) 本資料は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構のパンフレットを抜粋したものである。



- 開館時間 10:00から18:00まで
- 休館日 (1) 日曜日
(2) 月曜日 (祝日・休日に当たる日を除く)
(3) 祝日の翌日 (土曜日に当たる日を除く)
(4) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目4番13号アーバンスクエア八重洲(3階)

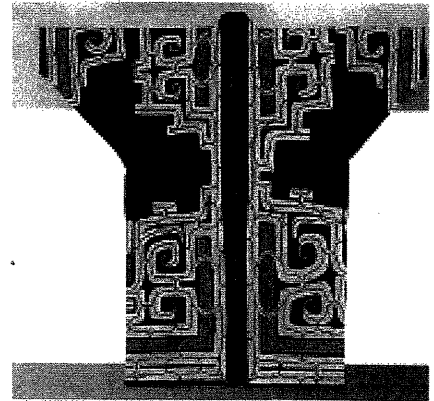
TEL.03-3245-9831 FAX.03-3510-2155

URL <http://www.frpac.or.jp/>

E-mail: acc-tokyo@frpac.or.jp

アイヌ文化交流センターは、

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が、
首都圏に居住するアイヌの人たちの文化活動等を
支援するとともに、一般の方々に
アイヌの伝統や文化に関する知識の
普及啓発を図ることを目的として設置しています。



事業概要

アイヌの人たちの文化活動等の支援

アイヌの人たちにアイヌ古式舞踊等の活動の場を提供しています。

アイヌ文化等に関する知識の普及啓発

アイヌの伝統や文化に関するセミナーを開催するなど、知識の普及啓発を図っています。

アイヌ文化等に関する情報の収集・発信

アイヌ関係図書等の収集のほかインターネットで情報等を発信しています。

ご利用方法

アイヌ文化交流センターの入館は無料です。
どなたでも、自由に図書や工芸品等をご覧いただけます。

図書、ビデオ

アイヌに関する図書約4,000冊以上がお読みいただけます。

(貸出しは行っていません。)

約80本のビデオ映像が視聴いただけます。

工芸品

アイヌの工芸品を常時40点以上展示しています。(一部の作品は直接手で触れられます。)

情報提供

インターネットで財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構のホームページをご覧いただけます。

チラシ、パンフレット等によりアイヌ文化関連行事などの情報を提供しています。

公開講座

アイヌ文化等に関する知識の普及啓発のため、公開講座、セミナーを開催しています。(開催日

○ アイヌ文化普及啓発用の資料等の貸出のお知らせ

アイヌ文化交流センターでは、着物、トンコリ(五弦琴)、パネル等の貸出しを行っています。

1. 貸出対象

アイヌ文化の普及啓発に関する事業を行う団体とします。

2. 貸出期間

原則として、1回あたり10日間とします。

3. 貸出数量

1回の貸出につき、着物5枚以内、トンコリ1台、パネル1セットとします。

4. 申込み方法

貸出を希望される場合は、アイヌ文化交流センター受付に電話でお問合せください。

5. その他

・貸出に係る送料は、申込者負担となります。

・貸出物品を亡失、滅失した場合は、原状回復に要する実費を請求する場合があります。

